

第五十五回国会 参議院 社会労働委員会 會議録第三号

昭和四十二年四月十七日(月曜日)
午前十時五十七分開会

委員の異動

三月三十日

辞任

小平 芳平君

補欠選任

鬼木 勝利君

三月三十一日

辞任

鬼木 勝利君

補欠選任

小平 芳平君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

千葉千代世君

土屋 義彦君

丸茂 重貞君

藤田藤太郎君

川野 三曉君

黒木 利克君

紅露 みつ君

山下 春江君

山本 杉君

大橋 和孝君

藤原 道子君

柳岡 秋夫君

高山 恒雄君

坊 秀男君

厚生大臣

警察庁保安局長

厚生大臣官房長

厚生大臣官房

計課長

厚生省公衆衛生

局長

中原龍之助君

厚生省環境衛生局長

厚生省医務局長

厚生省業務局長

厚生省国立公園局長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

厚生省年金局長

厚生省看護局長

社会保険庁医療保険部長

社会保険庁年金保険部長

農林省畜産局長

常任委員会専門員

文部省大学学術局審議官

厚生省大臣官房企画室長

清水 成之君

首尾木 一君

館林 宣夫君

若松 栄一君

坂元貞一郎君

大崎 康君

今村 謙君

渥美 節夫君

熊崎 正夫君

伊部 英男君

實本 博次君

加藤 威二君

網野 智君

岡田 覚夫君

中原 武夫君

事務局側

説明員

文部省大学学術局審議官

厚生省大臣官房企画室長

清水 成之君

首尾木 一君

本日の会議に付した案件

○社会保険制度に関する調査

(厚生行政の基本方針に関する件)

(病菌豚肉問題に関する件)

(インターン制度に関する件)

(乳飲料の成分規格等に関する件)

(昭和四十二年厚生省関係予算に関する件)

○委員長(千葉千代世君) ただいまより社会労働

委員会を開会いたします。

社会保険制度に関する調査を議題といたしま

す。

まず、厚生行政の基本方針に関する件について調査を行ないます。本件に關し、政府より所信を聴取いたします。坊厚生大臣。

○国務大臣(坊秀男君) 第五十五回国会における社会労働委員会の御審議に先立ち、この機会に、厚生省所管行政に關し、所信の一端を申し述べたいと存じます。

厚生行政の推進については、各位の格別の御尽力により、着実な進展をみているところであります。が、なおこの分野において解決しなければならぬ課題は少なくないのであります。今後さらに施策の拡充に一そうの努力を払ってまいりたいと存存であります。

御承知のごとく、わが国の社会保険は、体系的にこれを見るとき、児童手当制度が未だ創設されていないことを除けば、一応その姿を整えており、国民皆保険、国民皆年金の体制を中核として、すべての国民に均てんし得るに至っております。が、欧米諸国に比較すれば、総体としての規模はなお低い水準にあり、また、部門別に見て立ちおくれた分野や、今後の経済社会の発展に対応するため大幅に改善を要する分野をかかえている現状であります。

今後のわが国経済社会の変動に即応しつつ、国民生活の安定と高度の福祉水準の実現を期する上には、このようになわが国社会保険について、長期的視点のもとに、内容的、質的観点を重視しつつ、その総合的な体系整備と、実質的な水準の向上を期することが急務でありまして、医療保障部門における当面の課題の解決と、その制度的な立て直しに努力するとともに、極力年金制度等、所得保障部門の拡充につとめ、また、老人福祉、児童福祉、心身障害者福祉、成人病対策、精神衛生対策、救急医療対策、看護婦等医療従事者対策、環境衛生対策などの分野において、社会経済の発展

に即応し、これに立ちおくれることのないような施策の拡充に格段の努力を払うことを基本的方向とし、着実にその実現をはかっていきたいと考えてあります。

以下、厚生行政の当面する主要な事項について申し述べます。

まず、医療保険につきましては、各制度とも、近年その財政状況が悪化しており、特に政府管掌健康保険は、財政的に重大な危機に当面するに至っております。このような財政状況を再建し、制度の健全な運営をはかるため、医療保険制度の全般にわたり、抜本的な検討を行なっているところであり、とりあえず昭和四十二年度においては、当面、その財政収支の均衡をはかるため、政府管掌健康保険については二百二十五億円の国庫補助を行なうとともに、保険料率の引き上げ及び一部負担金の増額等を内容とする当面の財政対策を緊急に実施し、また、船員保険についても、これに準ずる対策を講じたいと考えております。このため、健康保険法及び船員保険法の一部改正案について、現在社会保険審議会に諮問しているところであり、すみやかに成案を得て本国会に提案する所存であります。

なお、診療報酬体系の適正化については、昨年十一月以来、中央社会保険医療協議会において審議が行なわれているところでありますが、医療保険制度の抜本的な改正と並んで、きわめて重要な事柄でありますので、できるだけ早期にその実現を見るよう、同協議会の審議の促進方につとめる所存であります。

次に、国民健康保険につきましては、世帯員に対する七割給付の実施を四カ年計画をもって進めてまいったところでありますが、昭和四十二年

はその最終年度にあたりますので、その完全な実施を期することにも、事務費国庫負担金を大幅に引き上げ、国民健康保険財政の健全化と事務執行の適正化をはかる所存であります。

第二に、生活環境の整備につきましては、まず、最近における著しい経済発展に伴い、大気汚染等の公害が大きな社会問題となっていることにかんがみ、公害防止に関する国の総合的な施策を確立するため、公害対策基本法案を本国会に提案する所存であります。また、環境衛生局に公害部を新設して公害防止に関する行政体制を強化することにも、地方における公害の監視体制を整備し、公害防止に関する調査研究を、従来に比し、飛躍的に推進する等、公害対策の充実をはかりたい所存であります。

次に、生活環境施設につきましては、最近の経済成長に伴う人口の都市への集中等により、ますますその重要性を増していることにかんがみ、新たに昭和四十二年度を初年度とする五カ年計画を策定し、し尿処理施設、ごみ処理施設、上水道施設等の整備をはかっている所存であります。特に上水道につきましては、水道水源の開発と水道の広域化を強力に推進したいと存じます。

また、環境衛生関係事業につきましては、国民の日常生活に密接な関係を有することにかんがみ、その指導育成の徹底をはかり、昭和四十二年度においては、新たに環境衛生金融公庫を設置して、行政と金融との一体的な運営により、環境衛生関係事業の近代化、合理化をはかるとともに、国民の日常生活に密着したこれら事業に関する料金の安定に資する所存であります。

第三に、国民の保健衛生及び医療につきましては、結核予防対策、精神衛生対策、成人病対策をはじめ、各種の疾病予防対策を推進することともに、第一線機関である保健所の強化充実をはかり、国民の保健衛生の向上につとめている所存であります。

また、近年交通事故等の不慮の災害による死傷者が増加し、救急医療対策の確立はきわめて緊要

な課題となっていることにかんがみ、国立及び公立の病院に脳外科を中心とする救急医療センターを設置する等、施設設備の整備をはかり、また、医師等に対する研修を拡充する等、救急医療対策を推進してまいっている所存であります。

このほか、看護職員につきましては、その処遇の改善、養成施設の整備拡充を推進してその確保をはかることとし、また、医師の実地修練につきましては、「大学医学部卒業後における教育研修に関する懇談会」の意見を十分に参酌して、現行の実地修練制度にかわる合理的な臨床研修体系を織り込んだ医師法の一部改正案を本国会に提案したいと存存であります。

なお、血液対策につきましては、献血の実績はその後著実な伸展を示しておりますが、献血による保存血液の確保をはかるため、昭和四十二年度から二カ年計画をもって献血の受け入れ態勢を緊急に整備することともに、献血組織の強化育成を促進する所存であります。

第四に、生活保護及び社会福祉の分野につきましては、生活扶助基準を一・三・五引き上げるとともに、生活保護の内容を改善することともに、身体障害者、老人、要保護児童等に対してあたたかい配慮の手が届くよう、施設の整備及び運営の改善をはじめ、その福祉のための施設を一そう充実してまいりたいと存じます。特に身体障害者については、昨年十一月の身体障害者福祉審議会の答申に基づき、呼吸器及び心臓の機能障害者を身体障害者に含めるとともに、身体障害者相談員及び家庭奉仕員を設ける等の措置を講ずるため、身体障害者福祉法の一部改正案を本国会に提案する所存であります。また、重症心身障害児についても、その施設収容力が僅少な現状にかんがみ、施設の整備をはかりたい所存であります。

また、保育所につきましては、昭和四十二年度から年次計画をもって緊急にその整備をはかる所存であります。このほか、母子保健対策、児童の健全育成対策の強化をはかるとともに、老人福祉対策の充実をはかっていることと存じます。

第五に、年金制度につきましては、過去二回にわたる改正により、厚生年金、国民年金とも、いわゆる一万円年金の水準が実現したところであり、昭和四十二年度においては、これに引き続いて福祉年金を中心として改善を行なう所存であります。また、厚生年金、国民年金制度とも、今後その一層の改善につとめてまいっている所存であります。なお、昭和四十二年度においては、国民年金の事務費交付金を大幅に引き上げ、制度の円滑な運営をはかる所存であります。

第六に、戦傷病者、戦没者遺族の援護については、その処遇の改善充実をはかるため、関係法を改正し、また、すべての子または最後の子を戦争により失った父母等に対して特別給付金を支給する制度を創設することともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給対象を拡大したいと存じます。また、海外戦没者の遺骨収集を昭和四十二年度以降計画的に行なうことといたしております。

以上のほか、広範にわたる厚生行政の分野には、なお重要な課題が少なくありません。私は、国民生活の安定と向上をはかるため、厚生行政の一層の進展を期して、今後とも誠意をもって努力する所存であります。ここにあらためて各位の一層の御支援と御協力をお願いする次第であります。

○委員長(千葉千代世君) では、これより本件及び厚生行政の諸問題について質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○藤田藤太郎君 厚生大臣に、私は、大臣としての基本的なお考えをお聞きしたい、こう思うのです。いま所信の表明の中で、総合的な体系整備をやる、それから、「社会経済の発展に即応し立ちおくれることのないような施策の拡充に格段の努力を払う」というお話がございました。私は、まあ非常にけっこうなお話だと思っております。ただ、しかし、予算に出てきていますものと日本の経済体制との関係について厚生大臣はどうお考えになっているか。今日の経済は、倍増計画、

中期経済計画、新しい経済計画というぐあいに、国民には三段階で政府は経済計画を発表されております。しかし、今日は、機械化生産によって、生産力が昭和三十六年を基準にして三倍以上に上っている。ところが、社会保障を含めて、国民の所得購買力が伸びない、物価の値上げによってマイナスをしている。だから、昨年度ぐらいいままでの国民実質所得の伸びが、片方の生産力が三倍に上っているのに、こちらのほうは二割ぐらいいま上がつてないというのが政府の統計でも明らかです。そこで、一番大事なことは、生産が上がる、生産は国民の公器である、だから、これに即して国民の生活を上げるといふことは、私は、勤労による所得の問題、それから、あわせて社会保障による国民購買力を高める問題、その生産と消費のバランスがとられて初めて経済が安定をしていく、このことについてはどうも深くお考えになつてないのではないかと私は考える。生産設備さえできれば、自然に国民の生活はそれによって潤っていくのだというものの考え方を政府は言っておいでになりました。しかし、もう六年、七年です。追っかけてつかつか、生産設備拡大だけに力を入られるけれども、主権者である国民の所得、購買力について、勤労所得、社会保障を含めて、あまり力が入っていない。だから、いまここで仰せられたことはどういう意味を含んでいるのか。私はここで古い議論を思い出すのでありますけれども、国民の老齢年金が一年に百円上がった。百円で生活をたてまえにする所得保障の問題はどういうことなんだと言ったら、いや、百円でも上がったからよろしいよという政府の答弁であります。私はそんなことでは解決せない問題である。だから、私は、生産力と、それから勤労所得との所得分野における分配、それから所得保障の年金や児童手当というものと重なってバランスがとられて経済が進んでいく、このことをどうお考えになっているのかということが一つ。

それから、ここにいまおっしゃられました総合的な体系整備と、社会経済の発展に即応してこれ

じゃないですか。その点をまず第一に私は聞いておきたいんです。

○国務大臣 坊秀男君 国民の福祉生活を向上し、向上していくためには、まず、国民経済というものを充実向上していかなければならないということとは、これは御了解を願ふと思いますけれども、さて、その生産が上がつて国民経済が上がつていけば、当然に国民の福祉生活というものが向上する、こういう考えは私は持つておりません。今まで日本の実情に即しまして、まず、福祉生

活を向上さしていくためには、ともかくにも国民経済力をつけていかなければならぬという、これはそのとおりでございますけれども、これが漸次国民経済力がついてきたら、当然に福祉生活が向上するんだと、そうでなくて、今日までは、とにかくにも、政策のウエートと申しますか、それを国民経済の向上に置いておかなければならなかった。ところが、今度はいま御指摘のとおりです。非常に日本の経済力というものが強くなって生産が進んできておるといふことでございますので、今後はひとつそのウエートを、何も福祉生活といふことだけに持っていくといふことも、これはどうかと思えますけれども、いままでとは違って、この国民の生活ということに重点をだんだんと置いていって、そうして両者のバランスがとれるという方向に持っていくべきだと、かように考えております。

○藤田藤太郎　いや、私の言っているのは気持ちの問題じゃないんですよ、具体的政策の問題です。そうでしょう、具体的政策の問題。ヨーロッパの各国は、国民分配所得でいったら大体日本の倍ですよ。三割から四割操業短縮をやっている日本の経済と違つて、ノーマルの生産をやり、ノーマルに国民生活をも上げていく。たとえばいまの現状が日本の国民分配所得が半分としましょう、これがノーマルの状態で、日本の生産設備がノーマルな生産活動をやっていたとしたら、半分でなしに、七割ぐらいの水準に国民分配所得はなると思う。しかし、半分としても、六十五歳以上の人

に、ヨーロッパの最低二万円として、一萬円の年金が出せるのであり、児童手当は、二人目以上の児童の教育と生活を見ることにすべきである。事業所得の分配率がどの国を見ても五〇％、日本は三〇％です。それでも今日生産第一主義に日本の経済が動いている。本年景気がよくなったと言っているけれども、国民生活は少しもよくなっていない。よくなっているのは重化学工業だけじゃないですか。そこで、鉄が八千五百万トン計画、まだ五割増しの設備拡大をやるといっておる。それからセメントにしたって、半分ぐらいしか動いていない設備があるのに、これもまた投資をやろう。繊維でも、もったいない話だが、五百万トンの設備のスクラップをやろうとしておる。国民の日々物価やその他で困っている現状と、過剰設備投資で、国民を守らなければならぬことをみんなそういうところに進めているんじゃないですか。厚生大臣はそのことを閣議や経済計画できちんととして、何といつても生産力というのは国全体の公器です。これにに応じて人間の能力でつくった生産増強の公器が国民の生活を潤す。この根元はどこかといったら、国民生活購買力を高めること、そして経済の回転を行なうことです。社会保障を含めた国民のしあわせというものが起きてこない限り、自然に潤うだろうというようなかっこうで、国民生活を犠牲にしているようなかっこうではどうにもならぬ。私は、厚生大臣は計画を立てるものでも、閣議においてもほんとうに、よく世間でけつをまくるという話がありますが、そういうことばは別として、これだけやらなければ主権在民の国家とは言えないのじゃないか。だから、生産を上げることはけつこ、けつこうだけれども、経済がノーマルにいく状態というものは何かという、理論ばかりじゃない、実際にどうやったらいいかということ発言をして処理していこうといいうかまえを大臣はお考えになっておやりになっているのかどうかということを私は非常にふしぎに思うのです。これはきょう初めてお会いしてきょう初めて聞くわけですから、いずればちほちそ

のことを聞いていきたい。それで明らかにしたい
と思いますけれども、私はきょう初めて大臣とこ
こで顔を合わせて、いまきれいなおことばをおつ
しゃっていただいたのですから、そのことについ
て、もっと具体的にどうやっていくのだというこ
とがなければ、予算書を見たら、まあ私からい
えば微々たるものです。経済に関係して云々とい
うことはむしろないですね。だから、どうい
うかというのを私は聞いていたわけでも、私
はあとに譲って、ほかの方々にも質問をして
いただきますが、そのあたりがはっきりしないと、
厚生行政、社会保障をどうするのだというこ
とが明らかに成らない。ただ物取りの問題
なしに、主権在民の国家における経済の発展
というものはどういふところに置かなければ
いかぬのか、ということ、もっとうんちくを
傾けたら、御検討をいただきたいと私は思
います。

○国務大臣(坊秀男君) 四十二年度の予算にあらわれた政策を見てみると、厚生行政が非常にブアじゃないか、こういうお話のように承つたのでございませうけれども、四十二年度のこの予算で、私はその厚生行政を担当しておる人間といたしましても、これで何も十分だとか、そういうことを考えておるのではございせん。いまの日本の経済の實力に即応して、さらに社会保障等について充実をしていかなければならない、これは私も全く同感でございます。そこで、具体的にどういうことを考えておるのか、こういうことでございませうけれども、たとえば医療保障等につきましても、これは現在の医療保障制度につきましては、いろいろな不合理の点、欠陥のある点が露呈をされておりますので、これを技術的に改めていこうということもこれは大きな問題でございしますが、さらに、また、年金の問題にいたしましても、御指摘のとおり、ちつともこれで十分というわけではございませぬので、これも充実強化をしていかなければならないと考えております。それから、いろいろ、たとえば病人だ、老人だ、子供だといった

よりなものと對する福祉生活といったようなこと
につきましてもさらに努力を重ねていかなければなら
ない。万般の厚生行政につきまして、さらに
一そうのこれは努力を重ねていきまして、でき得
る限り国民の福祉生活というものが、完全無欠に
はそれはいかぬにいたしても、そういう方向
に持つていくのが厚生省に与えられた課題であ
り、かつ、これを解決していくべく考えておる次
第でございます。

○柳田秋夫君 私も若干基本的な問題でお尋ねしたいのですけれども、大臣の言われておることは、私は非常に抽象的だと思ふのですよ。で、いままで大臣も言われたように、福祉の向上、あるいは社会保障を充実させるためには経済の発展が必要だ、こういうことはいままでどの大臣も言われてきたと思うのですよ。しかし、いま大事なことは、私は、もう経済の発展よりも、国民の健康が阻害され、国民が非常に毎日苦しい生活をしななければならぬという事態の中に置かれておるわけですから、ここに重点を切りかえなくちゃならぬということも大臣言われましたけれども、それならば、一体、四十二年度のこの施策なり予算はそういう重点施策の中でどういう地位を占めておるのかということをまず聞きたいわけです。いままで、残念ながら、私は、社会保障に対する長期計画というか、具体的な政策の計画というものが無いと思うのですよ。だから、経済の問題では長期計画、いろいろこう何カ年計画とか、あるいはここには、たとえば環境施設の問題にしても、たとえば五カ年計画とか、そういうものがありますけれども、一体、社会保障はどういう目標を持っています、その目標に向かってどういう計画的な政策をやっていくのか、また、その目標をいつ達成するのか、そういう点を私はこの際やっぱり明らかにしてただかなくちゃ、いま大臣がいろいろこう抽象的に言われたことでは国民は納得をしないと思ふのです。ですから、まず第一に聞きたいのは、一体、社会保障の目標をどこに置くのか、それをお聞きしたいわけです。

○国務大臣(坊秀男君) 御承知のとおり、四十二年度の予算において何を一体重点を置いてやったのか、将来の社会保障の計画といったようなものをつくっておるのかどうか、それから、四十二年度予算でそういうたようなものがたとえば片りんでも出ておるのかどうか、こういうことのように承るのでございますが、ほかの経済計画はいろいろとわが国においては今日樹立されておりますけれども、社会保障計画については、長期の年次のな計画といったようなものは、御指摘のとおり、私はまだつくられていない。しかし、これはどうしてもほかの計画ができておるのでございますから、社会保障計画といったようなものを長期に目標を定めてこれをつくっていくかなければならぬというような事態にまいっておるということは私も同感でございます。そこで、少なくとも医療保障の問題といったものにつきましては抜本的な改正をやつていこう。何にいたしましたも、この社会保障については、この医療の問題というものは、これは一つの大きな柱になっておる。その大きな柱になっておる医療保障の問題が、いまのところまことに脆弱な、不合理な点がこれは露呈されておるのでございますから、そういうたようなものをまずこれを是正をいたしまして、そうしてそれと並行していろんなその他の社会保障の問題といったようなものを、これをひとつ計画的に規定をしてそれを実行していくというようなことをやらなければならぬ事態に私は逢着しておる、これはぜひやらなければならぬ、かように考えております。

○柳岡秋夫君　まあそういう計画がないのですからしかたがないかもしれませんけれども、抽象的でなくて、一体、社会保障ナリの目標を達成するのに具体的にどういうふうに考えておるのかという具体的なものを私は大臣に聞きたいわけなんです。しかし、ないと言えはそれでしかたございませんが、そういう中でこの四十二年度の予算というのはどういう位置を占めておるのか。結局、いまの大臣の答弁では、そういうことがまだ確立を

されておられない。特に中心の医療保障の問題が、抜本的な問題をいま検討中だということであって、したがって、そういうものについては、いまのところ確たるものがないということだから、四十二年度の予算も、あるいは四十二年度の厚生行政も、いわゆるすべてが場当たり的な内容だ、こういうふうに私も解釈せざるを得ないわけですよ。一つの目標、計画があつて、その計画の中で四十二年度の予算はこういう位置を占めておるのだ、こういうことではつきりしておれば私も納得できますが、そういうものが全然ない。そして四十二年度の政策を説明されても、それはすべてその場しのぎの場当たり的な政策にすぎない、こう言つても私はいいのじゃないかと思ふのです、その点はどうなんですか。

○国務大臣(坊秀男) 今回政府で定められた経済社会発展計画におきましては、均衡のとれた充実した経済社会の発展をはかる上に社会開発の推進を重点的な課題として取り上げておるわけでございますが、社会保障の充実についても、今後の経済社会の発展に對処しながらその体系的整備をはかつていくとともに、ともかく西欧諸国の社会保障の水準、これを目標といたしまして今後やうていく、こういうことでございます。

○柳岡秋夫君 もう一つだけ。社会保障制度審議会、社会保障の充実のために二兆円ですか、こういう予算をとるべきだ、こういうことを会長が総理に會つて、おそらく大臣も立ち會つたと思ふのですけれども、申し入れをしておりますけれども、これは御存じですか。それと、それに対して厚生大臣としてどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(坊秀男) 昨年まだ私が就任しないときに総理大臣に會つて、社会保障制度審議会の会長からそういうお話があつて、西欧諸国の水準に達するためにはどうしても、おっしゃるとおり、二兆円の予算を計画的に立てなければならぬのじゃないか、こういうお話があつたのでございますけれども、それについては私もその後承つておりますけれども、まだ四十二年度の予算にお

きましてはそれに基づく計画的な計上が行なわれておらないということでありまして。

○藤田藤太郎君 ちよつと私はいまの関連で申し上げるのですけれども、社会保障制度審議会というのは内閣総理大臣の諮問機関としてあるわけですよ。御存じですか。それが昭和三十七年に、今後三十七年当時のヨーロッパの社会保障までしなさい、してもらいたいという答申をして、残念ながら政府の方向がちよつとそこに力が入らないから、いま柳岡さんが言われたように、こゝしは大幅に上げないとわれわれの答申と国民の期待に反するのじゃないかということでも内閣に要求をした話ですよ。事務当局も、大臣が就任されたらそのことはちよつとやうておいて、理解しておいてもらつてこゝで答弁してもらはないと、こゝしの四十二年度には入つておりませんという答弁をこゝでするとは何ということだと私は思ふので、これはちよつと補足の意見だけ私は言つておきます。

○国務大臣(坊秀男) 私は、それについて、私の就任前のことであつたからといつて逃げたりなんかするつもりは毛頭ございません、就任前であらうと何であらうと、厚生行政の責任の地位に私は立つておるのでございますから。

なお、その三十七年の答申と申しますか、意見と申しますか、それについては、私は厚生省へ入りましたよく承つておるのでございますが、ただいま御質問の二兆円ではないかというやうなことにつきましては、私が失念をしておつたということでございます、私は、三十七年の答申と申しますか、意見と申しますか、大いにこれを尊重してまいらなければならぬものである。ただ、四十二年度の予算におきまして、そういう方向を目ざした予算ではございませんけれども、これを十分に取り入れるといつたやうな計画的なものができなかったといふことを申し上げておるわけでございます。

○大橋和孝君 ただいまずっと厚生大臣のお話を聞いておまして、私はまだまだ一部に納得のいかない点があるのでございますので、少しぐらい

重複するかもしれませんが、ぼくの考え、意見を述べて、もう少し具体的なお話を伺いたいと思ふわけでございます。

今年度の重大政策の中で、経済の効率化を軸として、物価の安定とか社会開発の推進を最重要の政策の課題とした、こうなつておるわけでありますが、その中で、昭和四十年代においては、社会開発も経済の効率化に基づく経済規模の拡大には持続的進展を期待し得ないと、こういうこともいつておられるわけでありまして。また、一方には、これと同時に、経済の効率化も国民の創意とエネルギーを不断に培養するための社会開発の推進によつて初めて達成される、こういつておられるわけでありまして。これはどちらが鶏か卵かのやうな問題であらうと思ふわけでありまして、私は、社会保障制度審議会の委員と佐藤内閣の關係閣僚との懇談会の席で、経済の発展がなければ社会保障の充実はないという、当時は福田蔵相でありましたが、その発言に對しまして、大内兵衛会長がまづこゝから反對しておられるのを聞いております。確かに二つを並列して、どちらも大切だといふことはわかりますけれども、しかし、政治をされる場合には、厚生行政を担当する厚生大臣として、やうばり鶏か卵かといふことをはっきり明快にこれをやうてもらなかつたならば私はだめだと思ふわけでありまして、この社会保障の長期計画を策定するにあつて、きわめて政治的に重要な意味を持つておるわけでありまして、そういう点に對してどちらをとつていくかといふことを一ぺん明確に所信を聞きたいと思ふわけであり

○国務大臣(坊秀男) とにかく人間の生活というものは、命あつてのものだねといふ俗のことばがございましてけれども、要するに人間の生命なり健康なりといつたやうなもの、これをまず第一に考えなければならぬといふことは、私は、ことに厚生大臣としてはそういうふうな考えなければならぬ。そこで、いろいろほかの政策がございまして、たとえば経済政策もございまして、教育の

政策もありまして、いろいろな政策がありますけれども、やうばり当然の帰趨といふものは、その国民なり住民なりがしあわせな生活をしていくといふことが究極の目的であらうと思ひます。そこで、重点をさういつた方向に置いていくというのは当然でございまして、そこに重点を置いていくためには、これを充実強化していくためには、これはほかの政策、たとえば経済政策が非常にストリートなものでございまして、さういつたやうなもの、これを無視するといふのは少し行き過ぎでございまして、それも相当重大視していかなければ、結局この人間の目的と申しますか、人間の存在自体でございまして、それを充実していくことに中心目標を置きますけれども、それだからといつてほかのことを無視していくわけにはいかない。結局究極の目的といふものを達成する、究極の存在といふものを充実化していくためには、やはりほかのものを重視していかなければならない。これが経済社会発展計画の中にわ

れてゐるバランスのとれた発展といふことであらうと思ひますが、私は、厚生行政の責任者といひましては、何にいたしまして、人間の生活、健康、さういつたやうなものに私は私としては重点を置いてまいらば、かように考へております。

○大橋和孝君 それをひとつ明確にしたいだけだ、何か最終的には、ぼけてしまつて、さうして非常に何と申しますか、あとのほう、いわゆる鶏のほうが大きくなつてしまつて困るということであるが、特にさういふ観点で大臣が態度を明確にしたいだくとすれば、この四十二年度を初年度といたしておりますところの五カ年計画であつたはずでありますこの経済社会発展計画と四十二年度の予算における社会保障の政策との関連の問題であります、これは四十二年度を初年度とするのでありますが、私は、この計画と四十二年年度予算に盛られたところの社会保障政策との関連をもう少し明らかにしてもらいたい。先ほど柳岡委員からもその指摘がありましたけれども、こ

の明確さが私にはないと思うわけでありまう。いまここで達成目標がかなえられぬかどうかというところを議論するのではありませんが、少なくとも初年度であるところの四十二年の予算については、その目的達成を目ざして力強くこの発足をされたというのを信ずるわけでありまう。それで、厚生大臣とされまうのは、この経済社会発展計画に基いて、四十二年の予算ではこの点に重点を置いたという所信であつたわけでありまうが、それを明らかにしてもらいたいわけでありまう。たとえば生活保護について言うならば、本計画との関連及び最終年度の目的達成についてどのような施策を盛り込まれたのであるか。ことに、また、本計画で述べられている老後の保障の重要性についてはいかなる施策が行なわれたのか。初年度にあつては厚生大臣が特に配意された重点施策を本計画との関連において具体的に明示して、いたさうと思ふわけでありまう。また、この計画における最終年度であるところの四十六年度にはわが国の社会保障水準をどの程度にまで引き上げられるのか、目標を具体的に伺ひたい。ことに西歐水準といつても、部門別についていろいろあるわけでありまう。参考までに、きわめて具体的に、そのプロセスを含めて、ひとつ御説明願ひたいと思ひまう。

○国務大臣(坊秀男君) 四十二年の予算におきまして厚生省が何に力を入れたかと、こういうことだと思ひますが、非常に予算が広範なものでございまして、重点的なお話を申し上げたいと思ひまう。

まず、第一には、いま御指摘のありましたような生活扶助基準というものを、これを三・五％前後引き上げたということ。それから、国民年金等について、これはほんのわずかにないかというお話でございまして、是正を行なつたということ。それから、非常にこれは一時的なことでございまして、医療保障につきまうして政府の負担というものを非常にふやしてまいつたというふうなこと。その他老人、身体障害者の対

策、あるいは重症心身障害児の対策といったようなものを充実してまいつたということ。それから、保健所を充実してまいつたということ。いろいろそういった点につきまうして、あるいは当面急を要する交通事故対策としての救急医療についての対策を推進してまいつたというふうなこと。非常に広範でございまして、そういうふうなことににつきまうして、四十二年の予算におきまして、四十一年度に比べて相当程度の上昇を上げてまいりましたけれども、むしろこれでも十分なものであらうと私は考えております。さらに努力を払わなければならない余地が各般のことについてたくさんあります。こういったようなものの解決を今後とも全力をあげてやうてまいりたいと思ひますが、なお、詳細な点につきましては、事務の者が参つておりますから、補足をして御説明を申し上げます。

○大橋和孝君 たいへんけっこうな御答弁いただきましたけれども、たとえば私は例をひとつ生活保護にとつたわけでありまうが、もう少しこの四十二年の間に具体的にどう盛り込まれておるか、いま経済社会発展五カ年計画の中で、今度四十二年でどういふふうな盛られておるか、もう少し具体的にここで述べていただかなければ、何か抽象的なことで済んでしまつて、もう毎年毎年、先ほど御委員からおつしやつたように、非常に抽象的なぐあいでは、ほかのほうにとられてしまつて、社会保障の中に大きく打ち込まれていかないというふうな観点から、初めに姿勢として、厚生大臣が、たとえば生活保護の問題については、五カ年計画の最後の目標はここにあらうのだ、また、これを西歐並みのものにするのか、西歐のものに比べてどの程度までのものにするのだというふうなことを、いま見通しとして明確にしてみらわれないと、いつもポイントがぼけてしまふ。こういう観点で、ぜひひとつ明確にしてみらいたいと思ひまう。

○国務大臣(坊秀男君) 生活保護関係と経済社会

発展計画との関連の問題、四十六年にはどうなるのだといったようなことにつきまうしては、数字の問題もございまして、事務当局から説明をさせまう。

○政府委員(今村謙君) お答えを申し上げます。いま生活保護の運用につきまうしては、三十六年に社会保障制度審議会から、所得倍増計画の十カ年計画に関連して、一般は二倍になるが、生活保護適用はその当時のものの三倍にしろ、こういう勧告がございました。なぜ三倍かという詳細な議論はついておりませんけれども、方向としては、政府は、低所得者階層であるから格差を是正する、一般が二倍になるのなら、もっと低いものは三倍にする、そのバランスでちょうどいいんだと、こういうことで私どもも金科玉条といたしまして、三十五年から申し上げますと、三十五年は対前年二・九％くらいしか上がっておりません、生活保護基準は、三十六年が一・六％、三十七年が一・八％、三十八年が一・七％、それから三十九年が一・三％、四十年が一・二％、四十一年一・三・五％、四十二年一・三・五％、というふうな従来二・三％くらいしか上がらなかつたようなことのもの、を、極力制度審議会の御答申の線に合わせるというかつこうで努力してまいつております。それで、ただいま御質問の所得倍増計画が新しい経済社会発展計画にきまるといふので、その線に關しては、去年の暮れからいろいろな予算折衝をやるわけでございますが、きまらず最終的なかつこうが本年に入りまして二月の予算折衝の寸前というふうなかつこうになっておりますので、私どもは、所得倍増計画が充足した三十六年当時の制度審議会の御答申の三倍にする、これでいきますと、年率が四十五年までで、三十六年を一・〇〇といたしますと、年率実質が一・二・九八と、約一・三％なければならぬというのを、一つの毎年平均にいきますならばそういう計算になるわけでありまうが、その線で極力追つかけるというかつこうにしたいというので四十二年の予算もやっておりますので、新五カ年計画に伴いますものの、最

終決定はおくれましたので、四十二年はとりあえずはその線でどうなるかという計算はしておらないわけでありまう。その部分につきましては、私ども、いま今後新計画に基づく国民の消費水準、それまた全国平均では困りますので、国民平均、それから、下のほうから第一十分位、また、低所得階層の平均の方向が国民平均とどういふふうに関連し、影響しているか、その辺の分析をかねながら、将来何％アップというかつこうにしたいのか、この辺を目下検討中でございます。

○大橋和孝君 いまの御答弁を聞いても、何か非常にこつとした施策なり計算なり計画なりが、非常にまだ考慮中考慮中というので、明確になつてない。これは私は先ほど申した、どちらが鶏か卵かという問題で、私はそこで明確なものを持つてもらわなければならぬということになつて、実際先ほど厚生大臣が、人間の命のほうが大事故だから、厚生省としてはそれを主にしてやうていくのだ、こう考へておられるわけでありまうが、実際いまのお話を聞いても、まだその点で具体性を欠いておるというふうなことを私は遺憾に思ふわけなんです。そういう点で、もう少しこの五カ年計画ができたからには、この四十六年までにははかどくするといふものをもう少し明確にして、たとえば生活保護そのものに對してでも私はこういうふうなものを明確にして、四十六年度の最終年度にはこういうふうにするのだと、こつちのほうで五カ年計画を考へているのだから、こちらもそれに合わせたものを考へて、きつと各部門それがいかなかつたら、この厚生行政というものはやはりあと回しになつてしまつて、口では抽象的には言われておつても、これは実現しないというふうになりまうから、私は、こういう点についてもっと積極的に、いままでの生活保護の問題を取り上げて申し上げましたけれども、すべての老後の保障の問題もそうでありまうが、あるいは、また、健康保険、厚生省の問題についてもしかりでありますけれども、こういうふうな具体的な問題を

おきまして、新五カ年計画に伴いますものの、最

もう少し計画がされなければならぬ。ぼくはあのじゃないかと思いますが、そういうものは発表されない、私はむしろそういうふうに解釈しますが、その点どうですか。ないのですか、あるのですか。

○説明員(首尾木一君) 社会保障全般の問題に關連しまして、経済社会発展計画で言っております点をちよつと申し上げますと、今度の経済社会発展計画におきましては、四十六年度における振替所得のワクといたしまして、ワクといたしましては、総ワクといたしまして、大体国民所得、これは現在昭和四十年の実績で見ますと、振替所得が国民所得の五・五％といたしまして、二％と申しますと、これを二％程度さらに引き上げるといふことを言っているわけでございます。二％と申しますと、国民総所得が四十六年度に四十九兆でございますので、大体その二％と申しますと一兆程度のさらに増加といふわけですが、従来の五・五％の分がさらに経済成長率に広がっていくものと、それからさらに追加して一兆円のものワクに加わるというわけでありまして、大体国民所得の計算に対する割合から計算しますと、四十年で一兆三千八百三十億円振替所得がございまして、これが大体におきまして三兆六千七百億、大体七・五％の計算でございます。三兆六千七百億という数字になるわけでありまして、総体のワクといたしましては、この程度にまで振替所得のワクを広げるといふことを考へてゐるわけでございます。

そこで、いま先生の仰せになりましたのは、各部門別にそれぞれがどういふふうになっているかといふことが問題の焦点になるわけでございますけれども、実はこの総体の七・五％という数字を出しましたのは、これは過去のいろいろな傾向でありまして、さらにそれを今後意欲的に充実させるといふようなことで、いわゆる巨視的な接近の方法によつて立てた数字でございます。これを分解してどういふ積み上げをやるからこうなるかといふような数字になつておらないわけでありまして、実はこういふような数字をつくる過程におきまして私ども作業をしたことはございます。しか

しながら、その数字を最終的にそれぞれの部門において財政当局も入れて固めてしまふということに困難であつたわけでございます。その理由の最大のものといたしましては、現在のところ、振替所得の約半分を占めます医療保障の問題に關しまして非常に大きな問題がございまして、抜本対策もまだ最終案を固められないといふたような状況がございましたので、その帰趨のいかんによりましてブレイクダウンといふことも相当変わつてくるわけでありまして、そういうような点がございしたので、各部門別にそれぞれの最終的な数字といふものを固めてしまふといふことはできなかったわけでございます。そこで、数字といたしましては固まつておりませんが、考え方といたしましては、こゝろいふ国民所得に対するワクを増大するといふ中において、特に所得保障の部面について今後力を入れていきたい。従来の、ややもすれば医療保障のほうに金が食われていくといふようなことでございまして、均衡のしかたとしては、所得保障の部面に今後大いに力を伸ばしていかねばいかんじやないかといふことを考へてゐるわけでありまして、中でも年金制度でありますとか、あるいは、また、児童手当制度、そういうものについて検討を行ないますとか、そういうようなことによりまして所得保障部門といふものを大きく伸ばしていこう。それから、さらに社会局長のほうから申し上げましたような生活保護問題につきましては、一般世帯との格差を縮小するといふ方向でもって充実をさしていくといふようなことを考へてゐるわけでありまして、

それから、医療保障の部面につきましては、これは現在の制度といふものが財政的にも安定した姿で進歩する医療事業に対応できるような医療保障制度といふものををつくるために抜本的な対策といふものを至急考へなければいかぬといふような考へ方に立っているわけでありまして、

それから、さらに、従来全般的にはおくれがちでありました社会福祉の部面でありまして、社会保障の部面でありまして、こゝろいふようなこと

ろに力を入れて、配分といたしまして、お金もそちらのほうに比較的多くの配分をするといふ考へ方でもつて今後計画を達成するといふことにしたいと思つてゐるわけでありまして、最終的に各部門別に数字をやはり今後固めていかねばいけません。医療保障の抜本対策といふものを確定いたしますに並行いたしまして、ぜひそういうような計画といふものををつくり上げたいといふふうに考へてゐるわけでありまして、

○高山恒雄君 私、大臣にちよつとお聞きしたいのですが、こゝろ保育所については昭和四十二年年度から年次計画をもつて緊急整備をはかるといふことになつてゐるのですが、計画を立てられてやられるといふことには異論は何もないわけですが、問題になりますのは、何といつても、先ほどお話に出ましたように、高度成長による地域産業の発展ですね、そのために非常にこうした施設の整備が必要であります。たとえば私申し上げますと、幼稚園の問題があるのですが、関連性があるから私は申し上げたいのですが、日本の幼稚園は、香川県等においては八二・三％、兵庫県、徳島県は七五・五％、東京は五四・二％、高知、長野は九・六ないし九％、これだけ日本の幼稚園に差があるわけですが、したがって、四十九国会で、問題になりましたいわゆるこの保育所の役割といふものと幼稚園との混乱をどう解決を出すかといふことは、非常に重要な問題として文教でも問題になつたと思つてゐます。またあつた事象であります。特にこれは労働省からも要請があつたかもしませんが、非常に労働力の不足が地域において起こりつづける現在、やはり婦人の働く場、働きやすい方法を求めるためには、何といつても保育所は緊急の問題ですね。そういう問題を計画的にやられるといふことですか。いいですけれども、一体、幼稚園の関連と保育所の関連をどういふふうに判断をして結論を出しておられるか。そのときには結論を出すべきであるといふこと、で

あつたのですが、その点について大臣の見解をまず聞きたい。

○国務大臣(坊秀男君) 保育所と幼稚園との関係でございますが、幼稚園は、これは父兄の、何と申しますか、幼児に対する教育といふことで幼稚園があつたことは御存じのとおり。保育所のほうは、これはむしろ教育もやつておりますが、親御さんがいろいろな都合によつて保育所へ子供を入所させる、こゝろいふようなことで、つまり保育所は子供を親にかわつて一定の期間、一定の時間これを育てていく、こゝろいふような目的を持つておるといふようなことで、おのずからそこに違いがあるものでございまして、しかし、今日は、保育所におきまして、ただ育てるといふこととでなしに、これは将来おとなになつてだんだんりっぱな日本の期待される人間になつていかなければならぬものでございまして、幼稚園でやつておる幼稚園教育何とかが、準則か何か、そういったような規程みたいなものに、私は名前を正確には忘れましたが、そういうたつたものに従いまして、そうして子供に対して教育もやつてもらふ、こゝろいふようなのがいまの保育所の状態でございます。なお、幼稚園と違ふ点は、幼稚園は学校へ行くまでの、義務教育に行くまでのあれは三歳、四歳、五歳ですか、ところが、保育所は赤ん坊からこれをお預かりをして養育をしていく、こゝろいふような制度になつておるものでございまして、そういうものは全然これは同じものではない。ただ、保育所は、しかし、教育もせにやならぬといふことで、その辺に力を入れておるわけでありまして、大体において幼稚園が非常に進んでおるといふところと、そうでないところも地方においてあるわけでございます。いまのおつしやられたように、これはどうしても保育所といふものを拡充して数をふやしていかなければならぬといふようなことで、年次計画を立てまして、厚生省といたしましてはできるだけこれに力を入れていく、こゝろの予算におきましてもでき得

る限りの措置を講じてまいった、こういうふうなことでございます。

○高山恒雄君 実は結論は出てないのですね、そうしますとね。むしろ保育所は乳飲み子も預かっておるし、ないことはございません。けれども、やはりほとんど三歳児、四歳児、五歳児なんです。これはもう私も現地を見ておりますからよくわかっておりますが、乳児を預かっておるのはほとんどごくわずかです。そこでやはり同じような教育もやっておるわけです。ところが、私が先ほど申しましたように、幼稚園としてはあまりにも格差が大きいわけでありまして。そうすると、今度は保育所は保育所で、地域の要求に応じて施設を今後増大するというについては計画があるでしょうけれども、私は、施設だけを増大するのじゃなくて、幼稚園と保育所の全体的な関連性を持つ設置の地域ですね、これをやはり根本的に考える必要があるんじゃないかと思うのです。ある地域ではノーマル一〇〇%まで保育所と幼稚園が設置できておる、ある地域は全然ない地域もある。こういう問題を一体やはり計画的にやられるなら、五カ年計画なら五カ年計画でどの地域を一番やはり重点にしておるのだ、これはやはり一番重要な問題だと私は思うのです。そういう面、幼稚園と保育所との内容の相違が根本的に違うなら別ですよ。もう全然違うのだ、幼児も扱うのだ、そういう意味で保育所は別問題だというなら、しかし、設置方法は幼稚園と保育所とは、やはりある程度関連性を持ってどの地域に保育所をつくる、こういう計画があつてしかるべきだと思うのです。それが大臣にはないとおっしゃるなら、別に考えておるのだということですか。これは非常に重大な問題なんです。

○国務大臣(坊秀男君) いま御指摘の点でございますが、四十年に保育所の設置計画を考えましたときに、おっしゃられるように、どういふ部面に配置していくかということも一応これを考えまして、そうして計画をつくったわけでございます。いまだこへ配置するかといったようなことに

ついては、できるだけ、国民と申しまするか、その地方地方の人たちの御要望に沿えるようにこれを持つていくという計画でございます。

それから、内容でございますが、保育所に入所しておる子供と、それから幼稚園に行つておる子供とちよと年齢がダブるぐらいの階層が園児及び所児にあるわけでございますから、そういったようなダブるような年齢層の子供に対しましては、できるだけ幼稚園へやつてもらふといったような内容をもつてこれを保育し、これを教育していくと、こういうような考えでもつてやつていっておる、こういうようなわけでございます。

○高山恒雄君 もう一つ。大体わかりましたが、多少計画を立てておるようですが、問題は私立の保育所ですね、私立でも市なりあるいは政府からの多少の助成金、補助金を出しておる。ところが、私立というものは六十人の保育児を最低として、そして経営がその地域によって非常に高くつて、そして経費が安くつく場合がある。六十人を最低として立てたけれども五十人しか入らないものがある。こういうものこそ私立でやるのではなくして、もっと政府としては全面的にやつぱり公立にして、そしてこの子供でも、保育所に入つた者の月額を支払うというものは二千二百円から二千二百円、こういうふうには私はすべきだと思うのです。現在では二千円から三千六百円、ひどいのは四千円というところもございまして。そういう私立をどんどんふやすような施策を今日までしておつたというところに問題があるのであつて、私は公立に全部切りかえるべきだと、こういう意見を持つておるのですが、大臣はそういう意思はないのですか、どうですか。これは重大な問題ですよ。同じ日本人が国税なり県民税なり市民税を納めて

でございますが、それでだんだん私立に對しましても、いまのところはできておりませんけれども、政府が何らかの形でしていかなければならぬというふうに考えておりますが、その私立も、なかなか保育所がないといったようなところには、できるだけ公立の保育所をつくつていくという方針でございます。

○高山恒雄君 これは大臣じゃなくてもいいですけれども、これは非常に労働省との関連がありまして、私は係の方に言つておくのですが、労働力の不足が非常に極端な地域が出てくるのです。労働競争が必至です、ことしの秋から来年の春にかけて。もう少なくとも私立の保育所の申請というものがどんどん出てくるような配分が濃厚なんです。したがつて、ことしの四百八十何の計画ですか、一体どんなもので満たされるのかどうか、どういふふうにお考えになつておるのか。これは大臣でなくともいいですけれども、私は千つくつても問題にならないと思うのです。私立が増大する、逆転してくるという形勢が今日でも出ております。これをどうお考えになつておるか、その点ひとつ。

○政府委員(澤美節夫君) 昭和四十二年度を基点といたしまして、五カ年計画で約三千九百カ所から四千カ所の保育所をつくるというのが計画でございます。その計画の前提は、昭和四十年の六月に、厚生省、都道府県一級になつて保育を要する児童の調査をやりまして、とりあえず五年間くらいは三十万人程度の子供さんを保育所に通わせる必要があるという結論を得たわけです。したがつて、五カ年計画でございますと、約一年に七百万カ所から八百カ所くらいの保育所を確保しなければいけないということに相なつたわけなんです。本年度の予算におきましては四百五十カ所を

の補助金によりましてつくつていくという計画でございます。そうしますと、あと二百五十カ所足りないわけでございますが、一体これをどうするかという御指摘であらうかと思ひます。この点については、実は国民年金の還元融資等にお

きまして、国庫補助金を持たないでも還元融資だけで、それを財源といたしまして保育所をつくるということも従来もやつてまいりました。私も、もうそういうのをことしも百万カ所から二百カ所くらい考えております。なお、最近におきましては、工場、事業等におきまして厚生年金の還元融資等で事業者がおつくりになるといふ傾向も相当あらわれております。それから、また、特に最近におきましては住宅団地の問題がございます。住宅団地等におきましても、住宅をつくる場合に必ず保育所を確保するということにつきまして、私も、もといたしまして建設省の住宅局等とも十分連絡をしておりまして、そういった面における保育所の確保ということも、従来も多少やつておりましたが、本年以降十分にやつていきたいという話をしております。そういうような意味で、合計いたしまして、国庫補助金による分につきましては四百五十カ所でございますけれども、そのほかの社会事業費を使いまして七百万カ所以上の保育所を毎年確保したい、かように考えております。そうなりますれば、先ほど御説明いたしましたように、五年間のうちに約四千万カ所近頃の保育所ができ、私もどがどうしてもこの五年間に入れないではないかと考えております三十万人の子供に對しても保育所を提供することができ、こういうような計画で進んでまいりたい、かように思つております。

○大橋和孝君 先ほどの御答弁の中で、医療保障よりも所得保障に重点を置くというお話がありました。私どもこれはたいへん問題であります。厚生大臣は人命が第一だと言つていまお話しになりますけれども、一方で医療のほうはあと回しにして、所得保障のほうに重点を置くという御答弁があつて、そこら辺に私は問題点を感ずるわけです。そういう観点から、今度の重要施策の中でも、社会開発中心とか社会保障の充実とかいう問題について非常にありましたから、この社会保険の問題についてちよとお尋ねしたいと思

うわけでありませんが、社会保険料中心主義によつて給付水準の向上等に見合つて、相当程度保険料が引き上げられるべきだということは当然であるといふようなことが言われておるわけでありま

すが、ただ一つ、この計画の中で「社会保障の長期計画を策定し」と、こう書いてあるわけであり

の財政収支表の中で書いてあるわけでございますが、なおその社会保険に対する負担につきま

ます社会保険につきましましては、保険料負担の増加といふものを給付改善に見合つて考えていかなければならない。その見合ひ程度をどの程度にするかといふ点につきましましては、なお今後具体的に各分野を固めます際にその点をきめてまいりたいと、こういうような考え方に立っているわけでございます。

問題が別にあるわけではございませんが、きょうはその財政金融政策、第一章の財政政策の第四の財政の規模と内容のところに書いてあるわけであり

〇説明員(菅尾木一君) 最初、私ちよつと変な言い回しをいたしましたので、その点をお断りした

替所得の形で出てくる財源といたしましては、社会保険料の負担を二%で出しまして、一般財源と

経済社会発展計画では五・五%を二%程度といつておられますが、二%程度という表現をしましたのは、繰り返し申しますが、かなり幅があるといふこと

言われても、このままでするやうなことになるわけであるといふやうな形が出てくるということになるわけであり

〇大橋和孝君 いまの御答弁を聞いていますと、また一番初めにばくが尋ねたことに戻るわけであり

〇大橋和孝君 いまの御答弁を聞いていますと、また一番初めにばくが尋ねたことに戻るわけであり

〇大橋和孝君 いまの御答弁を聞いていますと、また一番初めにばくが尋ねたことに戻るわけであり

とする考えを持っておられるか、その点を一ぺん厚生大臣にお聞きしたい。

○国務大臣(坊秀男君) 社会保障の計画を立てるためには、いま企画室長から、その中の非常に大事な部分を占めておられる医療保険について、これを固めていかなければならない、こう申し上げたのでございまして、これを私、しばしばほかの審議会等でも申し上げておるわけでございまして、けれども、どうしてもこれは早急に申しますか、来年度と申しますか、これは医療保険の抜本対策を、全部一ぺんにこの建物で一年の間に建ててしまふという事は、これは私はちょっと困難かと思ひますけれども、少なくとも来年度この着工にかななければならぬ、かように考えております。

○藤田藤太郎君 企画室長のさっきの数字は、四・二%からまあ大体二%増して六・二%、これは社会保障ですか。

○説明員(首尾木一君) 社会保障でございまして。

○藤田藤太郎君 経済計画は五・五%から七・五%にするという事は、振替所得を含んだ社会保障全体でですね。そうすると、四十七年度にヨーロッパ並みにするということで、さつき盛んに生活保護の問題が言われておったけれども、いまヨーロッパの水準は、どこでも、国民所得に対して、実際の社会保障と振替所得とは違ひますけれども、二〇%水準に上っているわけでしよう。そうするとどこで伸びるのですか、日本の社会保障は。

○説明員(首尾木一君) 振替所得について申し上げますと、現在の一番新しい数字で申しまして、イギリスが八・九%、これは振替所得でございまして、それから、西ドイツが一六・六%、フランスが二一・七%、イタリアが一七・七%、こういうふうな数字であります。これは振替所得でございまして、社会保障給付費という点からいいますと、イギリスが一・九%、西ドイツが一・九%、フランスが一・七%、イタリアが一・五%、スウェーデンが一・三%、こういうふうな形になっておるわけでございまして、先ほども申しましたわが国の昭和四十年の五・五%と

いふものに対応します社会保障給付費というものは、国民所得に対して六・四%ということになっておるわけでございまして。

いづれにしても、現在西欧諸国というのは、大体において大ざっぱにいまして、社会保障給付費というものを考えてみますと一〇%をこえるというふうな数字だ、こういうふうに考えてよろうかと考えておるのでございまして、それに対してわが国の場合、経済社会発展計画におきましては、これを振替所得のベースで大体二%程度、二%にいたしますと七・五%ということでございますが、それを社会保障給付費にいたしますと、五・五%のとき六・四%でございまして、それから、大体七・五%のときには八・五%とか六%とかといったような数字になるのではないかと、いふふうに考へておるわけでございまして。そういう点では、確かにまだ昭和四十六年度の段階におきまして、規模としましては、年々の振替所得の形で国民所得を構成している部分というものは、これはまだ西水準に至らないというところになるわけでござい

ますが、これには実はいろいろ問題があるわけでありまして、たとえばなぜこういうふうな数字に落ちついたかと申しますと、いろいろなほかの部門の伸び事とか、そういうようなものを勘案してみますと、この振替所得だけを非常に大きく伸ばすということに問題があるのじゃないかというふうな観点から、こういうような数字になったものでございまして、ちなみに申し上げますと、経済社会発展計画では国民所得の伸びが毎年率一・九%ということでございます。それから、その中で、たとえば政府の固定資本形成とか、これは公共投資をやつていかなければならないというふうな問題がありますので、その伸び率が二・五%ということになっております。これに對して、いま申しました二%程度引き上げるといふことになりまして、二%程度を引き上げるだけで、毎年率一七%以上のその伸び率をやらなければ二%程度に達しないということになるわけでございまして、こういう国民所得が一・九%に對しまし

て一七%以上の社会保障部門につきましてそれだけの伸び率を経済社会発展計画で見るといふことが、まあかなりの伸びというものを見たというふうな感覚で考えておるわけでございまして。決して個別につきまして十分であるということになるかどうかは問題があると思ひますけれども、相当大きな伸びを見たということになるといふふうに考へておるわけでございまして。

○藤田藤太郎君 きょう議論しませんが、そのいまおっしゃった資料を全部出して下さい。そうしてすべて所得保障の面の社会保障の福祉年金、たつた百円上げるでしよう、どこからそれじゃ所得購買力が出てくるのですか。そうして私は、個人がものをもちろむということに、あなな計画は、経済というものを、生産向上というものを勘定に入れぬで立てておられるような感じがしますから、十分にひとつ説明のできる資料を出してください。それを見てからまた詳しく伺ひましよう。

○委員長(千葉千代世君) 午前中の質疑はこの程度にとどめます。

午後二時八分休憩

午後二時八分開会
○委員長(千葉千代世君) ただいまより社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、社会保障制度に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○藤田藤太郎君 豚コレラをはじめとした新しいニールカスルという病気の病気に伝播してきておるわけでございまして、これはこの前の委員会では、主としてこの豚コレラと人間の生命、生活に對して食品衛生法上の問題として議論をいたしたのであります。で、その処置を早急に講ずるといふことでありますから、主として食品衛生法の

関係では、農林省が実務的にはおやりになっている。だから、農林省から、その処置をとられた話をお聞きしたい。厚生省でどうしたか、厚生省もあると思ひますから、農林省と厚生省で、化製場との関係、それからワクチンメーカーと化製場との関係において、食肉としてあとの処理をどうしているか、どうさせているのかということをお明らかにしてもらいたい。

○政府委員(岡田覚夫君) ただいまの御質問の点でございますが、すでに先般の当委員会におきまして、病菌豚の問題につきましては御質問がございました点について御答弁を申し上げたところでございまして、その中に、三月八日に次官通達を出しまして、ワクチンメーカーにおきましては焼却をすることを原則といたしまして、早急に焼却炉を設置する、焼却炉が設置できるまでの間は埋却をいたします、埋却が不可能な場合におきましては、みずからの手によりましてワクチンメーカーが化製場に消滅した病菌豚を運んで、化製場で化製するというふうなことで通達を出したわけでございます。その後三月二十四日にワクチンメーカーを集めて種々協議をいたしました結果、六月の末までに全部が焼却炉を設置するというにいたしました。それまでの間におきましては全部埋却をいたしまして、外部には出さない、つまり化製場には出さないということにいたしましたわけでありまして、その際、ワクチンメーカーから、埋却もできない場合にはワクチンの製造を中止するというふうな決議をいたしました。当省に報告があったわけでございまして、それに關連いたしまして、四月の十四日、薬事法に基づきます省令を改正をいたしまして、自今すべて焼却をするというたてまえにいたしました。ただ、六月の末に全部が完成するということになっておりますので、それまでの間におきましては、自社の庭の中で埋却をするということにいたしました。一切外部には出さないというのを法的に裏づけをいたしたわけでございまして、次官通達を出しました以後の経過は以上のとおりでございまして、

過措置を講じてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 いや、私のあなたにお尋ねしたいことは、この事件が起きたからこうやるああやるという話を聞いておられるわけじゃない。この事件が起きるまでは放任しておいたんでしょ。放任しておいて、事件が起きたからこれからこうやるああやる。私は、この問題がここで国民問題、世論の問題になったから何ですけれども、もしもこういうところが原因でこれまでも豚コレラがはやつておつたのははやつていなかったのかということをお考えすると、身ぶるいするのですよ、私は。そういう点を、前のことはこうやっていまして、ということでは、私は、農林行政、畜産行政は重大な責任を持つておつたものだと思ふ。この問題が起きるまで六つのところで、何らかの処置する設備の幾らかでもあつたというのはいささか一つじゃないですか。よりやくここで社会的問題になったからあなたは全部焼却をしろと、いま厚生省とあなたとのほりから聞きまして。けつこうなことで私は思つておるのですよ。だけれど、ただ問題にならな過ぎや私はいささかものが放任されておつたということが、立法府のわれわれとしてはなかなか了解ができないのです。そのことについてあなたはこの前も今度も一つもお触れにならないじゃないですか。これからやりますというだけじゃいけないことは、それはけつこうです。しかし、世論が問題にならなければいけません。これまた牛の問題や、いまニューカッスルの問題があれから以後出てきた。これは人間の健康を非常に害するということをや業者が言っています。だから、これもやつていただかなければならぬけど、ここで話題になつたりしなければならぬことを放任していただくことは、行政が、よりやく世間で騒がれてきたからやりますということでは私はならぬと思います。畜産業、食肉、また食肉ばかりじゃありません。野菜の問題までも関係してくるでしょう。人間の生命に関係するような、健康を害する

ような形のは専門的な農林省でできないけれども——農林省も研究所をお持ちになつていなくてからできるわけですか。だから、さういふぐあいには、さういふぐあいでこうやつたというのを私は反省してもしらうた上で処置をしてもならぬけれども、済んだことはおしまひだ、社会で問題になつたからこれからやるんだと、私はどうもこの前の委員会から今度の委員会にかけて、なかなかそのところが気に入らぬのです。いまおつしやつたことでもさうでしょう。だから、あなたもさういふやつていたとしたらどういふぐあいにあなたは想像しますかと私は尋ねておる。これからやつていただくことはけつこうです。これを機会にやつていただくことはけつこうですけれども、あなたのところは畜産局という、一つの省の中で局を持つていて、その業者が、もしもさういふ病気になる経済的に破綻をするようなことになつたらそれが責任持つのですか。さういふやつぱり人間の生命を守るのには厚生省だけじゃないですよ。農林省もさうです。だから、そこらあたりのところは万全を尽くしていただきたいことはさうだけれども、ほかに私はさういふ食肉または野菜その他の人間の生命、健康に関係するものはないかどうかということをきくことは反省します、実際今後はさういふ間違いを起さないうちに努力しますから、皆さん新しい規律については協力してもらいたい、国会も。さういふ話から始まつて、他にも人間の生命、健康を害するような事態があるかどうか。まあ畜産ばかりじゃないでしょうけれども、農林省全体ですけれども、農林省としては、一切の製品関係からその他のことについて私たちは努力して万全を期したいと、さうおつしやるなら幾らかは気になります。私一人だつたら何をか言わんやで、私は何も言いませんけれども、国民の不安はそこにあるのじゃないか。初め豚から出てきた、産業に出てきた、今度は鶏が出てきてニューカッスル、ニューカッスルは数が多いから

経済的の云々で十分の処置ができないのだといういままでのお話でしよう。だから、それをどのようにしていくのだということ、私は午前中の議論とどうもよく似てくるわけだけれども、せつかく農民が五百羽、千羽の鶏を飼おうとしたら、十羽羽二十万羽とほかの商売の大資本が出て、これがさつと農家の養鶏をつぶすような処置が平気で行なわれていくことも事実。これは農林省はその人間の生活とか農家経済というものをどう守つておきになるのか。あなたに全部質問しても無理でしょうけれども、しかし、そこらはみんな主権在民の国家ですから、主権者国民の商業にしても生活にしても生命にしても、みんな内閣は一本です。守つていくということが相通してなければ私は政治とは言えぬと思うのです。なわ張り争いで、わしの分はこれだけだから、あとは知らぬのだというこじや話にならぬのじゃないかという私は気がしますから、それで、もしもそんなことが、その一万五千頭のものがずっと外を走つて一般の人間の生活の社会を流れて、そして化製場へ行つて人間の口に入ってきたのがいままでです。今度は改まったけれども、その間、そんな状態が続いたら、それがほんとうの畜産業の、みんなおやりになつていくところの豚肉のことがそんなことになつたらどうなる。それが実際に化製場から検査がされるでしょう。一般の屠殺場はいく六百万頭の豚、それは豚コレラに全然関係がないという証明をして、検査が一匹ずつ行なえていくかどうかということも私は不安になる。そこらあたりはどうなつていくのですか。

○政府委員(岡田覚夫君) ただいま先生のお話がございましたように、実は私、先生のお話を聞き違えておりました。豚コレラ、ニューカッスルに對してどういふふうに行つておるかというふうな御質問と承つたのでさういふお答えをいたしたわけでございますが、先生の御質問の趣旨を取り違えておりました、はなはだ恐縮でございます。豚コレラの問題は今出たわけでございますけれども、これに對しましては、先般申し上げましたように、われわれのほうの監督が必ずしも十分でなかつたという点もございましてさういふ問題が起きたというところにつきましては、はなはだ残念に思つておるわけでございます。さういふ事件をきつかけにしまして豚肉の消費がやや減退するといふ事態になりまして、国民の食生活の上にはいたずらな不安を起したといふところにつきましては、はなはだ恐縮に存じておるわけでございますけれども、今後は一切さういふことがないことにしようといふふうなことで先ほど申し上げました処置もとつてまいつたわけでございます。その他の病気につきましては同様な考えで、伝染病が農家経済に及ぼす影響といふものはできるだけ防止しようといふふうな考え方で努力をいたしておるわけでございます。それで、現実にまあ豚コレラなり伝染病が発生いたしますと、それに対しまして伝染病予防法の法律に基づきまして、家畜防疫員が殺処分いたしまして、伝染病が外部に流行することを阻止するための万全の努力をいたしておるわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、非常に畜産が多頭飼育になり、しかも主産地化されて、流通が非常に激しいということのために、必ずしもそれが十分行なわれたい点もございまして伝染病が発生いたした場合もございまして、伝染病が発生いたしたときには、法律に従ひまして、できるだけ地域を局限いたしまして、その地域以外に出ないようになつていくことであらゆる努力をいたしておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 よくわかりました。そこで、つけ加えて聞きたいのは、要するに六百万頭の食肉になる豚が一々厳密な自信のある検査ができる仕組みになつていくのかどうかということをお聞きしたいのです。

○政府委員(岡田覚夫君) 六百万頭——年間出荷されますものも最近では多いわけでございますけれども、それは通常の場合、屠場で屠殺されましたものが食肉市場等を通じて流通するといふ形になつておりますので、この面については問

題がないというふうに思っておるわけでございます。ただ、病気になるいたしましたものは、これは家畜伝染病予防法で殺処分いたしましたして、これは焼却、埋却するということだてまえにいたしております。この分が出回ることはいないというふうに考えております。

○藤田藤太郎君 たてまえというところで、どこかに発見をして現象が起きぬ限り検査をしていないというところで、あなたの話によると、そうしたら、私は、一頭ずつどうこうという何だけれども、どこの屠殺場においても処理されているものはいいようにふだということも、厳密に防疫員でも検査員でもふやしてやらないと、結局やみからやみにそういうものが舞られていくという心配が、ここまでするという国民はそういう心配をしております。だから、そのところを今後どうおやりになりますか、やれる機構にありますかということをお聞いている。

○政府委員(岡田覚夫君) 屠場に出ますのは、屠場検査員が検査をいたしておるわけでございます。から、私のほうでやっておりますものは、まあ屠場に出荷されて、それで屠場検査員の検査を受けるという形になっておりますから、その検査で問題はないというふうに考えております。

○藤田藤太郎君 屠場検査員というのは農林省の監督下にあるのですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 厚生省です。

○藤田藤太郎君 それじゃ厚生省にその話を聞きます。

○政府委員(結城宣夫君) 現在屠畜場の数は全国で八百二十七カ所でございます。ここにござまして屠畜検査に従事する職員は二千四百九十四名でございます。この検査の方法は、一応外観を見るわけでございます。この上に、屠殺したあと内臓の検査をいたしまして、リンパ腺の腫脹その他病変部分を見ますので、正規の屠畜場を通り、検査員の検査を終わりましたものについては、十分安全な検査が行なわれるわけでございます。

○藤田藤太郎君 四月十四日の毎日新聞に、「こんどは腐った豚肉」ということで、「畜産振興団で発見」、「納入黙認、汚職に発展か」という見出しで新聞記事が出ていますね。これはどういふことか、ちょっと聞きたい。

○政府委員(岡田覚夫君) 御承知のように、現在豚肉の供給が過剰で、価格が下落をいたしております。関係から、畜産物価格安定法の規定によりまして、畜産振興事業団が豚肉の買い入れをいたしておるわけでございます。買い入れましたものを、屠場で屠殺されたものが加工業者のところに入りまして部分肉にされまして、その部分肉にされまして冷凍されまして冷蔵庫の中に入られるという形で保管を現在されておるわけでございます。またまた南九州畜産商事株式会社というのがございまして、この加工過程、つまり絞肉から部分肉にする過程の業務を畜産振興事業団が委託をしておたわけでございます。委託して加工肉にいたしたものを冷蔵庫の中にしまっておくという形をとっておたわけでございます。で、その南九州畜産商事と申します会社が、またまた先般の病菌豚事件の関係業者から豚肉を買い入れたというふうなことがございまして、その関係から、現在冷蔵庫に入っております南九州畜産商事の加工いたしましたものにつきまして調査をされたわけでございます。その結果、腐敗ということではないのでございますけれども、やや雑菌が多いというふうなものが若干ございました。そういうふうなことがあつたわけでございます。畜産振興事業団は現在六十万トンに及ぶ豚肉を買い上げて、それを部分肉にいたしまして冷蔵庫に貯蔵して、そのための加工業者といたしましては、七十三名ぐらいの業者を選定いたしておるわけでございます。これは十分な施設があり、信用のあるものにつきまして委託契約を結んでおるわけでございます。またまた南九州畜産商事というのが、そういうふうなことになるまして、われわれとしては、はなはだ残念なことだというふうに考えておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 時間がありませんから、私はきょうのところはこれでやめます。ただ、お願いしておきたいことは、私は、農林省も厚生省も、今日までのいきさつというものをすつとやはり振り返つていただいて、そうしてどういふことが起きた、世間で問題にならなければ事は済んだ、世間が騒いだから処置をしたのだという印象を国民に与えないように、食品衛生法のたてまえからいっても、人間の生命、健康からいっても、十分ひとつ気をつけてあらゆるものに取つかかっているのだきたい。そして、いまお話を聞いたのは、大抵ニューカッスルのほうはもう一度勉強してもらわなければいけませんけれども、豚コレラのほうは大抵一生懸命にやっていたいておるようです。それから、だから、農林省は特にニューカッスルの問題について、これはひとつ大胆な処置をしていただきたい、お願いをしておきます。

そこで、警察庁の方においでいただきまして、ありがとうございました。いろいろの角度からこの問題で国民の世論にこたえて御協力いただいておるわけですが、警察の皆さんの努力されたいま今日、どういふ処理方法をおやりになっているか、できたなら、簡単にけつこうでございますが、これをなくしようという運動の中の役割りを演じていただいたのでありますから、ちょっと御報告かたがた御意見を伺つておきたい、こう思います。

○政府委員(今竹義一君) 御承知のとおり、今度い病原豚の問題につきましては、東京と京都、熊本におきまして、いわゆる化製業者が取り扱いましたワクチン製造用の豚を悪質なブローカーを通していろいろと食肉市場に販売されておつた、こういう事実でございます。御承知のとおり、東京におきましては、化製業者の佐藤というグループと加瀬というグループがございまして、佐藤のほうは捜査はほぼ完了いたしております。目下加瀬のグループの捜査もほぼ完了いたしました。ただ、いま農林省の畜産局長から話のありました南九州畜産というものの関係を調べてお

るといふ状況でございます。熊本及び京都における関係は全部捜査を終了いたしました。この関係の被疑者が全国で四十五人、取り扱いました豚が食肉に回されたもの約七千頭、ヤギが約一万頭というところでございます。いままでの捜査で衛生当局の協力もいただきまして、差し押え、あるいは押収いたしました。大体市場にはもうそういう肉はほとんど出回っていない、こう考えております。

捜査を通じましていろいろ私も考えますことは、こういうワクチンに使われたものが悪質な化製業者を通じて市場に出回ったということ、これはもつとも農林省の措置等によりまして、今後はそういうことはしないということを確信できると思ひますが、さらにもう一つ、いわゆる免許の対象でもないようなブローカーが非常にたくさんいます。そういう食肉市場の、何と申しますか、取引の信用のなさというところについて今後行政的な対策が必要ではないか、かように考えております。

○大橋和孝君 きょうは時間がありませんから、ちよつとまとめて御質問したいと思います。

インターンの問題につきましては、これからいろいろと論議もかなり進んでおるようでありまして、また医療法の改正案が提出されるという段階でもつとも詳しくは質問したいと思ひますが、厚生大臣は、おいごさんが東大の医学部の助教授をしておられるし、医療行政の面では非常にお詳しい、特にインターンの問題、こういう問題については特に大学でいろいろな問題が起きておりますので、十分御案内だと思ひますが、いままで論議されたものはあと回しにいたしまして、最近その後になって起きている状態が私がお尋ねしたいのは、どうもこういう問題に関して、すべての問題でありますけれども、いろいろ懇談会の答申を待つて、あるいは審議会の答申を待つてというところで、非常にこれが遅延化されておる、そういうふ

うに私は考えるわけでありまして、今度のこのインスターンの問題に關しても厚生省としてはどう考へておるか、あるいは、また、教育をする面の文部省ではどう考へておるかという基本的な問題ぐらゐは明確になつておらないといへないのではないかと、こゝういふふうに考へますので、いづれこの懇談会の答申を待つてということにこのインスターンの問題はなるだらうと思ひますが、その前に、一体、厚生大臣としてはどういふお考へであるかというのを第一にお伺ひしたいと思ひます。

それから、また、青年医師連盟というのがストライキをやつております。東大でもストライキが解消して、いろいろ何か取りきめも行なわれたように存じておりますが、一体どういふふうなことが、それに、ストライキは終結したのか、また、一面では、そうしたストライキの原因とか結果とかその措置といふものについて、一体、厚生省ではどういふふうにお考へになつてゐるのか、こゝういふふうなこともひとつあわせて第二点としてお伺ひしたいと思ひます。

第三点の問題は、この間衆議院の予算委員会、わが党の岡本代議士の質問に対して、佐藤総理大臣は、医者の卵に給与を出すのは行き過ぎだといふような答弁をなされてゐるに思ふのであります。これは非常に大きな問題になるわけですが、一方では検事とか判事とかになるわけの弁護士のお卵である司法修習生ですか、これに對しては二万七千円の給与を出してゐるのに、なぜ医者のほうでは人命をとりとふような研修をする場でお金を出さないかという議論がおそろく行なわれたと思ふのでありますが、こゝういふ意味で、卵にも属しないものに給与を出すことは問題だといふような態度があつたのでは私はいへんかと思ふのでありますが、こゝういふ問題に關して厚生大臣としてはどうお考へになつてゐるか、この点についてちよつとお伺ひしたい。

○国務大臣(坊秀男君) 現行のインスターン制度といふものにつきましても、いろいろこれは欠陥と申しますか、不合理の点があるといふことは御指

摘のとおりでございまして、私もこの現行のインスターン制度といふものは是正、改正をしていかなければならないものだと思います。たまたま医学問題懇談会の中間答申もございしましたが、その中に、現行のインスターン制度といふものは、これはこの際やめるべきものであるといふ、こゝういふ答申も受けておりますし、私は、すでに現行インスターン制度といふものはこれは廃止すべきものであると、こゝういふふうなことを私もすでに言明をいたしておるのであります。ただ、問題は、それから、こゝういふふうなことを私どもですらやめてしまふ、そうするといふと、御指摘のように、人命をさかすお医者さんといふものが、いまのインスターン制度をやめてしまつたといふことでは私は少し輕率にすぎないだらうか。そこで、現在のインスターン制度にかゝるべきものと合理的な、もつと實際的な、いまの事情に即したような研修制度といふものをつくりまして、そうしてそこでひとつ臨床なり研修をやつてもらう、そうして一人前のお医者さんになつていただく。ただし、現行のインスターン制度といふものは、インスターン生を一年やつて、そうして医師の國家試験を受けるという制度になつておりますが、これをやめる以上は、學校を卒業すれば直ちに医師の國家試験を受けてもらつて、そうしてこれはいまのインスターンにおる人は學生でもなければお医者さんでもないといふふうな、非常に不安定と申しますか、資格のはつきりしないような地位にある。それを、學校を卒業すれば直ちに試験を受けてもらつて、醫師免許を与へまして、そうしてこの研修制度に従事していただく、そしてつづいてお医者さんになつてもらうといふのが私の考へでございまして、けれども、そこそこまかいことにつきますのは、やはりそれは回りくどいじゃないか、おそいじゃないかといふおしかりを受けるかもしれないけれども、この懇談会がございまして、せつかくこれのしりをひっぱたいていとおかしゅうござい

まして、これに急いでいただきます、そして醫師法の改正といふところまで持ち込みまして、

と申して、今国会でひとつそれを御審議を願ひたい、こゝういふ考へでおります。それから、ストライキの件につきましても、これは文部省からひとつ、學校のこととございしますので。

それから、最後に、佐藤総理が衆議院の予算委員会におきまして、インスターン生に對して手当なんかは出さないのだと、こゝういふお話は、私も聞いておりましたが、それで佐藤総理大臣と私はいろいろなことでもまだ詳しい話をいたしておりましたけれども、私のあのときの感しから申しますと、佐藤総理大臣は、現在のインスターン生といふものを、あるいはその対象として考へておつたのじゃないか、さういふことは私に考へておつたのじゃないか、今後できる研修生をどういふふうに取りかゝることにつきましては、これは懇談会がどういふふうにお考へになるか、そこいらのところをにらみ合せてみないと、これをどうするのだ、こゝう申すのだといふことについては、ちよつと私ここで申し上げかねるような次第でござい

ます。○大橋和孝君 まあ懇談会でいま審議中でございまして、それに対しての答弁を求めるのはちよつと無理だと思ひます。いま申したように、大臣から大體の姿勢を聞いて、そしてやはりできるだけの、こゝういふふうな形でやろうといふ御意向は何いまして、たいへんけつこうだと思ひます。特にまあストライキの問題はあとから聞くことにいたしまして、いまのインスターン生は、この秋の、何と申しますか、追加の國家試験と申しますか、試験をポイコットすると聞くのであります。これについては一体どういふふうにお考へか。この前私がこゝで御質問したときには、秋には受けてもらひのだ、むしろそれをポイコットしてゐるやつが悪いのだ、こゝういふような厚生省の御見解のうちに私は承つたわけでありまして、相違わらずこゝういふような考へであるのか。この間の岡本代議士の衆議院のほうでの問題の中にも、非常に医者の不足のことを繰り返し質問の中で言うておられたやうであります、實際問題としては毎年三千百

といふやうな医師が出るのに對して、厚生省の場合、いま厚生行政を受け持つ中で、私は、こゝういふやうなおまえたの態度が悪いのだといふ態度だけではいけないのであつて、それをどういふふうにするのか、もう少し具体的なことをいま考へて、それをいろいろの委員会なり、あるいは懇談会にいろいろ反映させてもらふことが必要だと思ひますが、その姿勢についてひとつお尋ねしたいと思ひわけです。

○国務大臣(坊秀男君) いま國家試験をポイコットしたインスターン生のおまえたが悪いのだと一口にそれは私は申せないと申しますけれども、しかし、おまえたが悪いんだといふことも、これはどうも申しがたいと思ひます。そこで、こゝういふことが起こつてくるということが、これは何ら原因なしにさういふことが起こつてくることは考えられない。そこで、インスターンの人たちの現在の環境ですね、先ほども申し上げましたとおり、医者でもなければ學生でもないといふやうな、きわめて不明確なる地位であるといふやうな、こゝういふ状況にあつて、それでこれに對して非常に心外だといふことを、心外なら心外でポイコットまでいかなくても私は思ひますけれども、しかし、それは一がいにポイコットするのは悪いので、ほかは決して悪くないのだと、こゝういふやうな態度では私ははいけないと思ひます。さういふやうな態度では私はこれを制度的にも考へてまいりました、そしてまあ喜んでと申しますか、進んで研修制度に應じていただく、応じてもらへるといふやうな制度をくふうしていつて、そしてできるだけ先ほども申し上げましたとおり、こゝういふ方針でいくんだから、ひとつ九月の試験、秋の試験といふものに應じてもらひたいと、こゝういふふうには私は持つてまいりたいと、かように考へておる次第であります。

○大橋和孝君 それでは、もう一つそこでお伺ひしたいと思ひますけれども、新聞で発表されておるやうに、無給医局員の定員化といふものが何か出ておりますが、前回の質問では、あれは新聞で

と申して、今国会でひとつそれを御審議を願ひたい、こゝういふ考へでおります。それから、ストライキの件につきましても、これは文部省からひとつ、學校のこととございしますので。

報道しておるんだというよりお答もあつたようであり、定員化を首名とか、日額四百円とか、こういうふうなことは、私は、先ほどからおつしやっておるような研修の問題に對しては、やはりいまの若い手たちが意欲を失うのじやないだろうか、こういうふうなことが根拠がないものなら別でありますけれども、しかし、この間新聞に発表するならば、何か厚生省に根拠があるんじゃないかと思ふのでございますが、その点についてお伺いしたいと思ひます。文部省ですか。

○国務大臣(坊秀男君) いまの問題は、主としてこれは大学の中の問題でございます。

○大橋和孝君 ちょっと、大学ならば、ついでに先ほどの残した三点についてまとめて質問したいと思ひます。時間がありませんから。第一点は、いま申し上げましたように、東大でのストライキが終結したときの、妥結されたときの要件、そしてどういふふうなことをもつて若い医員とかインターン生あたりが妥結に應じたか、また、それに対しては文部省としてはどういふふうな処理されたのか。

もう一点は、この間御質問申し上げたときに、いわゆる受け入れ態勢で、いわゆる教育というものを、もつと若い医者さんの立場で充実した教育をしてもらいたい。設備とか整備とか、または教育病院とか、いろいろな形でもって教育の場をもつと勉強できるような場にしてもらいたいという要望に對して、これをどうされるかという問題。それから、第三点の問題は、定員と日額四百円という問題はどうか、この三点について詳しく説明をお願いしたい。

○説明員(清水成之君) 第一問はストライキの点でございますが、学内であるいはストライキが起きたことは非常に残念に思つておりますが、いまお話をございましたように、最近まあ一応終結したわけでございます。結論から申し上げます、一つは、一、二、三内科の研修生の受け入れ人数の問題であります。当初ストライキが起

りました発端が、この受け入れ人数をめぐるもので起きたというふうに私も大学から聞いておつたのであります。この一、二、三の三内科に對する受け入れ人数が解決した、これが一点でございます。

それから、第二点は、経過におきまして、定数なりあるいは指導上の関係上、全部を一、二、三内科へ受け入れられない、残余についてはほかへ、こういうふうなことがあつたのでございまして、解決をしましたことに伴ひまして、今後の三内科以外のことにつきましてどういふふうなやつてまいるかというところは、研修生自体と話し合ひで決定をしていくというのが第二点でございます。

それから、第三点は、いまお話をいたしました青年医師連合の存在と申しますか、立場を認めよう、こういうことでございまして、その三番目が調印の形式で存在を認める、この一、二、三点がストライキ終結に至る三条件でございます。私も文部省といたしまして、そういうストライキが起きましたことは非常に残念でございますが、終結しましたことはけっこうでございますが、教育のあり方、あるいは大学の運営の体制から見て、いまの三点そのまゝが妥協な行き方であつたかどうかという点につきましては、必ずしも心から賛成をいたしかねてゐる、こういう状況でございます。

それから、二番目の、若い青年医師の受け入れ態勢の問題でございますが、前回も大橋先生の御質問がございましたお答えいたしましたように、先ほど来、大臣からお話がございましたように、医学部終了後の若い青年医師の研修体制、あるいは、また、医局の問題を含めまして、施設、設備、あるいは指導教官の充実ということには十分力を注いでいかなければならない、かように思つております。その具体的な問題としまして、たとえば指導診療教官、要員がどの程度要るか、こういうふうなことも懇談会のテーマになつておりました、まだ結論をいただいておりませんので、これまた時間を少しおかしただきたい、かように考えて

おるのでございます。

それから、三番目の、百人、四百円の問題でございますが、これも前回私申し上げましたが、実は診療要員の増員としまして、私も事務当局では、ある方式でこれぐらい要る、それを年次計画でという考え方をとつた時期もございました。ございまして、懇談会の答申が出ない先によつて私も計画どおりにはいかなかつたというのが真相でございます。まして、とりあえず百人だけ診療要員の定員化をする、そのほかに従来の整備に伴ひます八十何人かでございますが、百八十何人かの運用によりまして、結果的に受け入れ医師の解消に四十二年度はつとめてまいりたい、こういう状態でございまして。

それから、四百円の点でございます。この考え方の発端でございますけれども、定員化をはかりますと同時に、残つた研修生と申しますか、医局員に對しまして、診療に従事しておる面をとらえて、それに何らかの報酬なり手当を考へるべきである、こういう観点から、これも事務的に年次計画に應じて考へた段階もございまして、これまたその計画どおりにはいまいませんが、とりあえず診療協力者謝金ということ、四十二年度報酬謝金としましては一億円をいたしたのでございまして。いま御審議を願つておる最中でございますが、この積算としまして、一時四百円という基礎が出てまいりますのは、研究に従事しておる時間がどれくらいとか、あるいは診療に従事しておる時間がどれくらいで、一日のうちどれくらいの比率になるとか、あるいは、また、週幾日出てまいっている人が何人とかというふうな計算から逆算して試算した時期がございまして。その計算からいいますと四百円という数字が出たのでございまして。けれども、私も私どもとしましては、医学部長なり病院長の意見を十分聞く必要が一面ございまして、それから、また、最近におきます実態をつかみたいというところから、別途たゞいま御審議をいただいております調査費をいたしまして五百六十万ほどいただいておりますので、その活用によりまし

て実態を調査し、かつまた、医学部長、病院長の意向等も徴しました上で、できれば秋ごろから基準をつくつて支給に入りたい、こういうことでございまして。いま直ちに四百円であるというふうにはちよつと私も断言いたしかねるような次第でございます。

○大橋和孝君 この問題についても一言だけ私は申し上げておきたいのですが、この若い学徒の人は真剣に勉強というものを考へておるわけでありまして、そういう方がこういふふうなことで、いままでの論議の中にもありますように、審議を待ち、あるいは、また、いろいろなことをやつてもらわなければならぬことは、話を聞けばよくわかるのでありますけれども、厚生省なり、あるいは、また、文部省が、こういう人たちの受け入れ態勢というか、こういう人たちの勉強したいという念願をもつと具現化するような熱意を示さないところ、あるいは失望するところ、あるいは、この間ちよつと私はそういう理論をこゝで展開したわけでありましたが、私はそこをもう一つよく考へていたで、この計算をして、何時間診療に従事するから、それじゃこのくらい入るのだという、そういうことじゃなくて、診療に従事するしないにかかわらず、勉強するわけでありまして、勉強だけの費用をとつてもいいかもしれませぬ、また、診療に従事するものは、そのわずかな計算で年次計画のもとにこういうものを割り出して四百円という、いまさら四百円ということばが出れば、私は言語道断だと思つておるわけですが、私は、こういう問題に對しては、もう少し真剣な態度で、審議会に對しては答申を待つてやられるというところはよくわかりますけれども、文部省のほうにおいても厚生省のほうにおいても、こういう何と申しますか、人命を尊重する状態にあつて、特に若い人たちが大学を出てこれから真剣に勉強しようという人、こういう人たちは非常に真摯な気持ちで、純粋な気持ちで臨んでおると思ひますが、こういう人たちに對して希望と将来

の夢を失わせるような制度と考え方が出る。ところがこういふストライキが起つてくる根本原因だと私は思ひます。そういう点をもう少し明確にとらえながら、所轄官庁としては十分な指導体制を願ひたい、こういうことを私は希望するわけであります。特にそうしたことを明確化して、早く具現するような方策を出していただきたい。同時に、審議会のほうに對してもそういう意見をもちて、早くそういうものを充実するような形で進めていただきたい。そういう熱意がやはり私はこういう若い学徒たちのほんとうの根本的な要求ではないだろうか、こういうふうに考えております。

それから、もう一点、この前、医療費の赤字の問題について、衆議院の予算委員会が厚生大臣、熊崎保険局長との間で取りかわされましたところの質疑応答の中で、一、二私がわからない点についてこの際ちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。担当の方いらっしゃいますか——じゃこの次にします。

○柳田秋夫君 私は、時間がありませんから簡単に、いま家庭の主婦が一番大きく問題にしております牛乳の値上がりの問題に関連して、特に厚生省の管轄であるものについて二、三お伺いしたいわけです。

牛乳については、生産者価格をキロ当たり六円ずつ上げる、こういうことから小売り価格を二円引き上げるといふことで、いま消費者の間に大きな問題を起こしておるわけです。問題は、こういう値上がりについて、それに便乗するいわゆる色の乳ですね、これについての成分の規格、あるいは牛乳という名前をつけているところの問題ですね、その二つについてまずお伺いたいわけですから、その二つについてまずお伺いたいわけですから、この法律上の問題で、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令、この中で乳飲料といふことで、この色もその中に含まれているわけですから、しかし、その成分規格表というものをみますと、牛乳と特別牛乳についてはそれぞれ規格があるわけです、たとえば加工乳にしても、そ

れから牛乳にしても。たとえば無脂乳固形分ですが、これが八%から八・五%以上とありますね。あるいは乳脂肪分が三%から三・三%以上、こういうことになっているのですけれども、いわゆる色ものといわれる乳飲料についてはそういう定めがないわけです。ただ、あるのは、細菌数が一ccあたり三万以下とか、あるいは太腸菌群が陰性であるとか、そういうふうにきめられているだけですね。どうして色の牛乳にこうした乳成分があってもなくてもいいようになっているのか、その辺をひとつ伺いたいです。

○政府委員(館林宣夫君) 元米、食品として乳が使われる、その場合に、その主要な食品である、ことに乳児とか病人とか、そういう人たちに主要な食品として使われるものは主として牛乳あるいは加工乳ということでございまして、コーヒール牛乳とかフルーツ牛乳とか、いわゆる世にいわれるこういう種類のものは乳飲料という形で、やや嗜好的な性質を持った飲料として規格がつくら

れておるわけであります。したがって、御指摘のように、規格の中に乳成分の含有量が記載されておりません。ただ、定義の中で、主要な原料であると、かような表示があるわけでございます。したがって、乳の成分は、中には五〇％を占めるものもあるという状況でございます。

その意味合いから、いわゆる乳飲料と称するものを乳成分を主体とした栄養食品というような考えに立ちますと、今日の規定は、お説のとおり、不十分でございます。単に細菌数というような、危険防止という意味合いの内容だけでございます。

それから、そのような性質のものでありながら牛乳ということばを使っておるといふ点に次の問題があるわけでございまして、これも御指摘のとおりであります。中には牛乳がかなり少ないものもございますが、多くのものは牛乳または乳成分が五〇％以上を占めておるのが大部分でございまして、その意味から申しますと、名称の中に何々牛乳というような形で、牛乳という呼称をする

ことは必ずしも間違つておるといふ種類のものとは思われないうけであります。もちろん牛乳石けんとか、あるいはミルクキャラメルとかいう意味合いとは違ひまして、一般大衆はフルーツ牛乳とかコーヒー牛乳とかいふものについては、かなり多量の牛乳が入つてゐるという誤解を起こしやすいという意味から、間違ひではなくても、一般国民に、消費者にそういう誤解を与えやすい名称であるといふことであれば、それは御指摘のとおりでございます。その意味で規則で内容成分を表示させることといたしております。ところが、これが非常に小さい字でございまして、虫めがねで見ないとはつきりわからないというような小さい字になつておりますので、よけい申し上げます。ような誤解を招きやすい点があるといふことで、私どもとしても、最近の乳の乳飲料、あるいは牛乳の使用の状況から見て、これらは十分検討に値する、改正を考慮する必要もある、かように考へておる次第でございます。

○柳田秋夫君 主要牛乳のみにこういう規格を設けて、その他は必要ない、ないというか、そういうことで省令ができておるというのですが、しかし、食品衛生法の第七条の原則は、やはり規格を定めることになっておると思うのですよね。その中にやはり乳飲料も入っていると思うのですよ。

だから私は、牛乳や特別牛乳、あるいは加工乳等にそういふ成分規格がちゃんと定められているなら、やはり國民は、いま局長の言われたように、牛乳という名のもとに色もの牛乳も見えていますから、そうすれば何か飲んで、とにかく嗜好物といひましたけれども、やはりある程度は栄養もあるのだと、そういうある程度の主食的な考え方も多分にあると思うのです。だから、やはりそういうほかの牛乳と同じようなそういう規格をこの際はつきりきめる、そうしないと値上げなんかに關係すると思うのですよ。全然そういふものが厚生省では、これは厚生省の範圍でないと言われれば別かもしれませんけれども、しかし、牛乳や特別牛乳はそれがちゃんときまっておつて、色

もの牛乳だけきまっておらない。それで、今度牛乳の値上げが色ものを含めて値上げをするということになれば、一体その中に成分がどのくらい入っているのかということ、これは国民の立場、消費者の立場に立つても、消費者行政を確立する上からも、厚生省としてはこの乳飲料についての成分をはっきりさせるといことが私は必要じゃないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(館林宣夫君) 現在の省令の規定によりますと、成分は一応書かせることになっておりますが、問題は、柳岡先生がただいま御指摘になりました、ある程度以上なければ乳飲料と呼称してはならないという規定を設けるかどうかという点でございます。先ほど申しましたように、人間の乳にかわるものである、あるいはそういうことで幼児、乳児がこれを使う、あるいは病人がこれを使うという対象に対しては、内容の保証という、国民保健の立場から内容を規定しておるわけ

でございますが、したがって、これは加工乳並びに牛乳という名称をこれにつけさせておるわけでございますが、それ以外のものを成分を規定して、それ以上なければこういう名称をつけてはならないという規定をつくる場合には、そういう成分を保護する何らかの目的がないとぐあいが悪いわけでございます。その意味合いから申しまして、たとえばコーヒート牛乳という、コーヒート牛乳という字がおおむね同じ大きさで書いてございます。今日売られておるものは、おおむねコーヒート五〇％、牛乳五〇％程度のものでございますので、見かけ上は、論理的にはその点の詐称といえますが、誤解を招く形にはなっておりませんけれども、コーヒート牛乳という、ややもすると牛乳の中へ少しコーヒートを混ぜたものという誤解のもとに国民がこれを飲むという点から御指摘があるのだらうと思うわけであります。その点、まあ啓蒙の問題でございますが、表示の中で、現在乳飲料という字とかコーヒート牛乳というような字が非常に大きく書いてございまして、成分は非常に

小さい字で書いてある。これが乳飲料とかコーヒール牛乳というよりな字とほとんど同じように成分が明確に書いてございますれば、飲む人が、これは牛乳は五〇％しか入っていないというよりなことがわかるわけでございますので、御指摘のような点の改善は、成分規格を設けることが必要であるのか、あるいは成分をきわめて明確に国民にわかるようにすることが必要であるかどうかという点で、私どもとしてはただいま検討中でございますというのを先ほど申し上げたわけでございます。

○柳岡秋夫君 五〇％入っているんだと、こう局長言われますが、しかし、消費者は五〇％ほんとうに入っているのかどうか、これは検査してみようわけにはいかぬと思うのです。厚生省はそれについてどういうような検査をしているのですか。

○政府委員(館林宣夫君) 牛乳、あるいは牛乳を使いましたという製品につきましては、成分規格のあるものは成分の規格を定めてありますし、いま申しましたように、成分規格のないものでも乳飲料は内容を表示しなければならぬことになっております。もちろん食品衛生上は、これはその表示の内容を盛ることが規制されるわけでございまして、牛乳について成分を守らせると同じように、内容表示と同じような内容を持つべき義務が課せられておるわけでございますので、そういう形で取り締まりが行なわれるわけでございます。

○柳岡秋夫君 ここには成分規格の定めがないわけでしょう、色ものには。そうすれば、色もの内容が、たとえば五〇％以下であっても厚生省はそれはいかぬというわけにはいかないでしょう。ほかの特別牛乳とか普通の牛乳は、ちゃんとこの脂肪分が何％とか何とあるわけですよ。ところが、色ものはそういう規格がなく、単にあらのは大腸菌がどうの細菌数がどうの、それだけしかないでしょう。だから、その乳製品が全然なくとも厚生省は別にこれは取り締まるわけにはいかないのじゃないですか。

○政府委員(館林宣夫君) 内容を表示することになっておりますから、表示違反になりますので、食品衛生法上の違反品になります。

○柳岡秋夫君 その表示はしてあっても、表示はしなければ悪いかもしれませんが、その内容の表示は、それはしなければいかぬけれども、内容自体が、たとえば乳製品が五〇％以上なければだめだとか何とかというのとは別なわけでしょう、規格が。そうならば、それが五〇％以下であってもそれは厚生省としてはやむを得ないわけでしょう。

○政府委員(館林宣夫君) それは内容と違つた表示をしておることになりますから、違反品でございます。ちょうど牛乳が乳脂肪、固形分八％以上となつてゐるものを、八％以上ないものを売るということになれば、表示違反したものは食品衛生法上の違反品になります。

○柳岡秋夫君 ちょっとその辺がわからないのですよ。表示違反すれば確かに表示違反になりますけれども、しかし、表示そのものは、たとえば五〇％以下であっても、あるいは全くその乳製品がなくとも、それは違反にならないわけでしょう。

○政府委員(館林宣夫君) 一％という極端な場合には主要成分とはなりませんけれども、かりに三〇％くらいのもので三〇％入っているというもので売っているものについては違反品ではありませんと。ところが、三〇％しかないものを五〇％という表示で売れば食品衛生法第十条違反でございます。

○柳岡秋夫君 そのことは私もわかるのですよ。だから色ものについて規格がないわけでしょう、省令には。乳脂肪分が何％なければいかぬとか、あるいは無脂肪固形分が何％以上なければならぬということが色ものにはないわけですね。色ものにはないわけでしょう。だから色ものの中に乳製品がどのくらい入っているかというところはわからないわけでしょう。これは消費者もわからないし、また、厚生省も、それがたとえ三〇％以下、二％以下であっても、それに対して、これは色もの、

いわゆる乳飲料として販売してはならないということにはならないわけでしょう。

○政府委員(館林宣夫君) 何％でなければ販売してはならないとはなつておりませんけれども、何％入つておられますというのをはつきり書いて売れと、こういう規則でございます。それで、何％入っているというものをそれ以上に書いたという場合には違反でございます。

○柳岡秋夫君 だから何％でもいいわけでしょう。それじゃ簡単に質問すれば、色もの乳については乳製品はなくてもいいということでしょう。

○政府委員(館林宣夫君) 主要成分でございますから、なくては乳飲料と称することはできません。

○柳岡秋夫君 そうすると、それはたとえば若干でも入っていればいいわけですね。

○政府委員(館林宣夫君) 固形分——中に入っている成分、水を除いた残りの成分でございますが、水を除いた残りの成分の中で主要部分をなしていなければ乳飲料とは称せられないわけでございます。したがって、どんなに少なくても、水を除いた残りの成分が二五％以上のものでないと乳飲料という呼称は許してないわけでございます。これはもちろん指導でございますけれども、法律上の規定は主要成分となつております。

○柳岡秋夫君 それはどこにそういうのがきめてあつて、そして、それならばなぜそういうことをちゃんと普通の牛乳や特別の牛乳と同じように、特別に一項を設けてそういうものを書いておかないのですか。

○政府委員(館林宣夫君) 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の第二十三条にございまして、それによりまして「主要原料とした飲料であつて」といふことが出ております。主要原料でない乳飲料と呼称することができないわけでございます。ただ、御指摘のように、何％であろうと、主要原料であれば差しかえないことは御指摘のとおりです。何％以上なければというはつきりした規定はございません。ただ、そのかわり、

内容とおりの表示をしなければならぬ。だから、五〇％あれば五〇％入つてゐる、三〇％あれば三〇％入つてゐるという表示をしなければならぬ。その表示にうそがあつたらどうかという先ほどの御質問でございますが、これは違反でございますから、乳飲料に限らず、牛乳におきましても、成分に間違いがあるものは違反品でございます。牛乳のようにこまかい規定があるから成分どおりであるかという、違反品であればその成分規格が守られない場合があることと同じでございます。

○柳岡秋夫君 だから、私の質問している要点は、その表示に違反した場合はどうかということではなくて、いわゆる消費者がやっぱり牛乳という名前を使つて売られておれば、ある程度これは栄養分があるのだという感じ、感じというか、そういうものを持つわけですね。したがって、乳飲料として牛乳や特別牛乳と同じような法的な規制を受けてゐるものであれば、当然その乳飲料もそのした規格を設けて、そして国民がほんとうに牛乳を飲んで健康を保つてゐるのだという感じに實質的に沿うようなやはり厚生省の指導というものが必要じゃないですか。

○政府委員(館林宣夫君) 純粋とか何とかというもので、多少まじりけがあるものまで純粋と言わせると同じように、八〇％以上牛乳があれば牛乳と言わせる、それ以外は牛乳という呼称を使わせないという考え方はあり得ると思ひます。外国でもそういう国がございます。ただ、これは公衆衛生上の観点からでは必ずしもないので、外国がこういう呼称をしておるのは酪農奨励の意図があるように聞いております。ただ、何％以下は牛乳といふことを使わせないといふことが適当であるのか、内容を明記させる、何％あるかと、何％牛乳を使つておるといふことを明記させることによつて一番国民が正確に内容を知ることでございますので、それを非常に明確にわかるように書かせるという方法もあるということを検討いたしておるわけでございます。ただ、コーヒール

牛乳とかいふ、牛乳ということばを使わないでコーヒールとか、何か別の呼称を使うという考え方も十分考慮に値することです。私どもとしても最近のこれらの飲料の嗜好の状況とにらみ合わせまして検討はいたしております。その結果はまだこの段階では申し上げかねますけれども、そういう段階であるということをお知らせいたします。

○柳岡秋夫君 公正取引委員会、色もの牛乳についてはそういう規格がはつきりしていないのであるから、これは牛乳という呼称を表示してはいいかぬ、これはやめるべきだ、こういう提案をしているのは御承知でしょうか。そして、また、厚生省としてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(館林宣夫君) 要は、その原因は牛乳というものに間違いやすいということからくる問題であらうと思ひます。したがって、今日この問題で、内容を非常に小さい字で書いてあるということ、内容を大きな字に改めさせれば誤解が払拭されるのではなからうかという考え方が私どもにはございます。しかし、それでもなおかつ国民は、そんな成分なんか読まないで、名称だけでコーヒール牛乳のようなものを牛乳と間違つて飲んでしまふ、こういう誤解があるかもしれないが、その意味合いから、わざわざ牛乳の色を使わせないように色をつけさせてあるわけです。必ず牛乳色でない色彩にしてあるわけでございますが、それでもなおかつ誤解がひどく、ひいてはそれが物価に影響するといふような最近の時勢を反映した問題でございますので、私どもとしては検討はしてまいりたいと思ひます。

○藤原道子君 ちよつと関連。ちよつとわからないのですけれども、私どもときどき駅なり店で、ちよつと牛乳という、白ですか、色ものですかと聞くのです。牛乳として売っているのです。白は切れましたが、色ものはございませう。結局色ものにしたほうがもうかるのですよ、業者は。あるメーカーへ行きましたら、ほとんどうちでは色ものをやっている、こういうふうに不正が生まれているのです。一般の人は牛乳だと思つて飲むので、二五％しか入っていないものをなぜ牛乳という名前をつけなければならぬか。これをどうお考えですか。栄養になると思つて飲んでゐるのよ、国民は。どうしてそんなに業者を守るような変な答弁ばかりしているのよ。

○政府委員(館林宣夫君) 私どもがやや煮え切らない答弁を申し上げるのは、食品衛生法をお説きいただきますと、危害防止というのが目的でございます。したがって、現行の食品衛生法の性格を再検討する必要があると、そのかなり基本的な問題に触れますので、いろいろ検討しておる、かように申し上げるわけでございます。

○藤原道子君 大臣に伺いたいんです。食品衛生なら食品衛生のためであつたらしく答弁しない。大臣はどうお考えですか。私は、保健衛生とか栄養強化とかいふことを厚生省は考えてもらいたいと思ふ。厚生省どうお考えですか。

○国務大臣(坊秀男君) この問題につきましては私はしつとございまして、ここではっきりした正確なる御答弁になるかどうかは私にはわかりませんが、厚生省で扱つておられますのは、いま局長が答へ申し上げましたとおり、保健衛生上の見地から、厚生省は、色もの牛乳といったやうなもの、これは人体に害がない。それから、牛乳が主たる成分になつておるから、なまのほんとうの牛乳はともすれば栄養はないかもしれないけれども、ある程度牛乳が入つておるといふ意味におきましては、これは飲む人にとつても栄養にもなる。しかし、もう一面、それなら色ものにしておるといふことは非常に人体に害があるかどうかといふやうなことについては、これは厚生省としては厳密に監視もしなければなりませんし、その規格もきめていかなければならない、こういう立場に厚生省はあるわけでございます。そこで、一体、乳飲料と色もの牛乳といふものが、主として牛乳を成分としておる、原料としてあるといふことを食品衛生法できめておるといふことで、これはとにかく牛乳が入つておるから栄

養になる。それから、色はついておるけれども、人体に危害はないということで厚生省としてはこれをきめておるといふこととございまして、その牛乳の乳価が今度変動するといふやうなことで、そうなるにつれて、色もの牛乳に対して、従来は五〇％入つてあつたが、牛乳が非常に高くなつたから四〇％にしようといふやうなことになるにつれて、これはちゃんと表示をしておるわけでございますから……。

○柳岡秋夫君 四〇％と表示すればいい。

○国務大臣(坊秀男君) 四〇％と表示すれば別に違反品ということではない。しかし、最後の場合に、厚生省としては、そういうやうなことをすれば人体に害を及ぼすかどうかといったやうなことは、これは厚生省としての立場から考えるべきものであらうと、かように考えておられます。

○柳岡秋夫君 時間がないから、きょうまたあとでこの問題をやりませんが、いづれにしても、公衆衛生の立場からするといふことだけではこれはおかしいですよ、答弁が。ほかの牛乳とか特別牛乳は規格をちゃんときめておるのですから、それだつたら色ものだって、当然牛乳と名のる以上は、そして国民がとにかく色ものでも、飲めば、白を飲むと同じやうな栄養分があるのだといふことをやつぱり考えているのですから、国民は。しかも、業者は業者でもって今度の値上げに便乗して値上げしようとするわけですから、色ものも成分もほとんどないのに値上げされたんでは、これは消費者こそい迷惑だと思ふのですよ。だから、やつぱり消費者の立場に立つ厚生省としては、そういうものについて、業者の立場でなくて、消費者の立場に立つて、もう少し省令の改正といふか、あるいは色もの牛乳といふものがもうどうしようもないのだつたら、牛乳という名称をはずして、別な飲料水にしてもらう、こういうふうにとつちかに私はしてもらわなければいかぬと思ふのですよ。これはひとつ意見として出しておきますが、それから、もう一つ、いま牛乳は、いわゆる販売曜日をつけておるわけですね、表示

に。これは製造年月日に改正できませんか。たとえば非常に配達の労働力の不足もあると思うのですけれども、非常におくれて配達される場合もあるわけですよ。で、聞くところによると、そういう表示の方法を変えたら三百六十五種類のキャップをつくらなければならない、だから非常に金がかかつてしょうがない。とにかく鮮度ですか、それを保つのは、家庭は冷蔵庫を持っていますのだから、十分家庭で鮮度を保てるのだからいいじゃないか、こういう意見があるようにすけれども、しかし、全部が全部冷蔵庫を持っているわけでもないし、当然これは業者の責任で国民に一番新しい牛乳を飲ませる、それがやつぱり必要ではないかと思ふんですけれども、その辺はどうですか。

○政府委員(館林宣夫君) 現在牛乳には曜日をつけさせておるといふのはただいま御指摘のとおりでございます。最近隔日配達というやうなことの考慮から、毎日の販売の日には、曜日でない日にちの標識にしたらどうかという御意見がございませう。私どもとしては、この点は何ら差しつかえがない。保健衛生上はかえつて非常にいい問題でございませう。というのは、一週間前のものとあとのものが混同されるやうなことがなくて、明確に日にちがあれば、それにこしたことはございませう。残の問題は、ただいま御指摘のありましたやうに、かえつて高くつくかもしれないし、人手がないところでもさらにそういう煩瑣な措置をするといふやうな別の問題があるわけでございます。厚生省としての公衆衛生上の見地からは非常に歓迎すべき問題でございます。なお、生産地の状況からくる側からは、今日の段階では難色を示しております。

○柳岡秋夫君 それで、厚生省としてそういう保健衛生の立場からいふなら、そういう方向に指導する気持ちがあるのか。まあ、また検討中だといふやうなことにはなるかもしれないけれども、どうなんですか。客観的な人ごとのやうな回答でなくて、一体厚生省ではどういふふうに考えて、どうしようとするのか。

○政府委員(館林宣夫君) 現在牛乳には曜日をつけさせておるといふのはただいま御指摘のとおりでございます。最近隔日配達というやうなことの考慮から、毎日の販売の日には、曜日でない日にちの標識にしたらどうかという御意見がございませう。私どもとしては、この点は何ら差しつかえがない。保健衛生上はかえつて非常にいい問題でございませう。というのは、一週間前のものとあとのものが混同されるやうなことがなくて、明確に日にちがあれば、それにこしたことはございませう。残の問題は、ただいま御指摘のありましたやうに、かえつて高くつくかもしれないし、人手がないところでもさらにそういう煩瑣な措置をするといふやうな別の問題があるわけでございます。厚生省としての公衆衛生上の見地からは非常に歓迎すべき問題でございます。なお、生産地の状況からくる側からは、今日の段階では難色を示しております。

○政府委員(館林宣夫君) これは指導だけでは実施ができないわけでございます。省令を改正しなければなりません。方向としては、日にちをつける方向でたまたま交渉中でございます。

○藤原道子君 時間が非常にないですから、往復二十分というのですから、ちゃんとはっきり返事してください。

まだ私はきょう質問する予定でなかったのですけれども、ちよつと見たところが、いま非常に社会問題になっております精神衛生費が減っているのです。この点は私ちよつと納得いかないのです。このごろ突発的な事故がたぐさん起きております。これらに対して精神衛生費が非常に減っている。ほかに減っているところはあまりないのですけれども、たいへん減っているのです。精神衛生費はずいぶん減っている。これはどういうわけなんですか。精神病者が減ったのですか。

それから、もう一つあわせて伺いますのは、他傷のおそれのある者は措置入院ができるのです。人を傷つけたりみずから傷つくという場合、そういう場合には措置入院の対象になる。ところが、病院からもういじだらうということ退院した者が突然人を刺したりなんかした事件が新聞にぎわしてあります。それはどういうふうな扱いにしていらっしゃるのか、それをひとつ。

それから、もう一つは、精神専門医が足りないというふうに聞いておりますが、それは事実であるかどうか。それから、いま精神病者と精神衛生の対象になる人員はどのぐらいと見ていらっしゃるのか、ベッドはどのぐらいあるのか、それをちよつとお伺いします。

○政府委員(中野龍之助君) 四十二年度の精神衛生対策費として予算を計上いたしましたものにつきましては、総額におきまして、いま御質問がございまして、四十一年度のものよりは若干減っております。この理由は、実は四十一年度予算が当初予算に比べて措置入院費で十四億三千三

百万円の増でございます。しかし、四十一年度におきましては、四十年度の不足分は約十億、それを補正予算に繰り込んだために、総額におきまして、四十二年度のほう若干減ったという形になっております。しかし、四十二年度の精神衛生対策費自身について見ますと、措置入院の敷といふものは、四十一年度と比しまして対象人員が三千名の増になっておまして、したがって、額におきましては全体で措置入院費が十四億三千三百万円の増であります。

それから、なお、通院医療費がございします。通院医療費は、これは若干の減になっております。しかしながら、この通院医療費が予算化された経緯から見ますと、その当時の予算額といふものは、大体の予算額をはいいた上でやりました。ところが、四十二年度予算につきましては実際の実績によりまして計算をいたしましたので、若干単価が下がっております。それはむしろ単価が下がっておりますのは、実際やる上において支障がございせんし、また、人数におきましては、四十一年度のこの実績が当初われわれが見込みました数までいってなかったもので、したがって、人数は四十一年度の人数と同じだけのものを余裕を見て、そして四十二年度と同じ数にいたしましたわけでございます。したがって、総額におきまして表面上は減っておりますように見えますが、内容といたしましては、これは十分にふえておるわけでございます。私ども措置入院患者の対策につきましては支障がないものと考えておるわけでございます。

それから、精神病院に入院しておる者が緩解をして退院する、そして野にあってたまたまいろいろの事件を起こすじゃないかという問題でございます。これは先生がいつもおっしゃっておられるアフターケアの問題、この問題は私もいわけの保健所を中心とした精神衛生相談員の充実、それによりまして、在宅における精神障害者の指導といふものからみまして、退院いたしましたとしても、なおしばらくはゆる通院医療費を

使って通院させるというよりな措置をとる、あるいは場所によつてはデー・ケア・センターなり、あるいはナイト・ホスピタルなり、いろいろ公的なものでためしてあります。そういうようなものでいろいろやって対策を充実していきたいというふうに考えております。

なお、いわゆるアフターケアの問題、中間施設の問題は、いろいろの問題が各種論議されておまして、現在精神衛生審議会でもうするかといいことであるいろいろな審議していただいている。それによりまして、実際に日本に合うようにするにはどういうのがいいかということを含めて、具体的な全体的な対策に取りかかっているという形になっております。

それから、ベッドの数は、精神病者の場合は、この数年一万数千ベッド大体年間ふえております。四十一年末では十九万一千五百五十五床でございます。そして全体の精神障害者で入院を必要とする者はどれだけの数があるかというところは、前回精神障害者の実態調査を行なっています。それによりまして、これは推計数でございますけれども、入院を要する者二十八万人というよりな数が出てくるのでございます。そのうち、精神病が二十一万、精神薄弱が三万、その他四万という形になっております。これはもちろん推計数でございますので、この数を全部実際につかまえておるという数字ではもちろんない。いざれわれといたしましては、現在ベッドはそのようにふえておりますが、現在の状態ではなお若干足りない面もあるということ、ベッドはなお整備してまいるつもりでございます。

それから、そういうふうなゆるゆる精神病を治療するための人員はどの程度あるかということになります。やはり年々病床が最近では急激に伸びておりますので、やはりそこに従事する医師とか、あるいは看護婦さんの問題とかという問題は、私もいろいろ痛切な問題になってきております。まあ現在、最近までということ、最近の数字では、一応全部これを調べた数字はございせんのですけれども、いわゆる措置入院患者を収容していただくために指定病院というのがございします。その昭和四十一年四月一日現在では、全部の精神病院数が千二百二十四所のうち、指定病院が八百五十五所、そしてそのところのいわゆる指定病院の状況について申し上げたいと思っております。これが八百五十五所、病床数が十四万二千七百九十七床、これに勤務しておるお医者さんとい

いますと、大体常勤の者と、それから非常勤の者をひくくめまして約四千七百名ぐらい。したがって、約三千床に一人ぐらいの割合にはなっておりますが、しかし、それが半分かちよつと強が常勤であるというようにございします。この面について、常勤の面についてみますれば、まだ私どもはもっと強化をいたしたいというふうに考えておるのであります。もちろんこれにつきましまして、一応外来を除いて考えております。看護職員につきましても、いわゆる看護婦、看護婦、これを合計いたしました二万七千四百名、約七ベッドに一人というよりなぐあひ。このほかに、精神病院は、御存じのように、男の看護人などがおりますので、そういう面から、またいわゆる看護助手というのがございします。これが約一万二百名ぐらいおります。いわゆるこういふものを全部入れますれば、大体四・七床に一人というよりな形になっております。しかし、私も正規の看護婦、看護婦といふよりな形になりますと、やはり不足という形になっておりますが、とにかくこれは四十一年の四月一日現在では、今後ともひとつ従業員の充足に努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○藤原道子君 だから、私が伺うのは措置入院です。この場合に他傷、自傷と書いてある。それをどういうふうにして判定していらっしゃるか。結局あつとして人を刺すとか、あるいは放火するとか、あるいは強姦するとか、こういうのはたいいていあつては精神的な問題、精神異常の傾向があると報じられている。だから、どういふときに他傷、自傷のおそれある者、これがなくな

たら退院させなければならぬ、これはどういふことなんですか。大体非常にこのごろ運転手さんだつても精神衛生の対象者がいるというし、大学なんかの学生だつてもそういう傾向がふえている。こういうときに、この精神衛生対策というんですか、これをどう強化してやりたいと思つてゐるんです。だから、それがあつたとして社会不安を起してゐると、お互いに周囲には措置入院しなきゃならぬ者が二十八万というけれども、それに類する者もつと広範にあると思つてゐる。それはどういふふうに考へていらつしやるか、今後どういふ対策をお立てになるか。入れものばかりどんどんふやしたつて、お医者さん達の看護婦さん達の足りないければ、医療法では助手は看護婦と認めてないんですから、こういうのはどうでしょう。

○政府委員(中原龍之助君) 実は二十八万というのが全部が措置入院というわけではございませんので、入院をして治療をする者というのが二十八万人といふことであります。それで、いわゆる措置入院はどうかとて発見し、どういふふうにかきめていくかという順序でございますが、大体発見の者はいわゆる通報、本人の家族だの警察官だの矯正施設とか、いろいろなものやりの通報があつて、そうしてそれによりまして、いわゆるこの自傷他害のおそれがあるというよりな申請が出されるわけなんです。そういったしますと、それにつきましては、措置入院命令を出して、措置入院をさせるわけでございます。自傷、他害のおそれのないような患者も、やはり精神病者といひましても多いわけでございます、ほんとうに治療をするというためには、これは普通の形では保護義務者の同意による入院という形で入院をしてゐるのでございます。で、措置入院をやる場合におきましては、いわゆる精神病そのものが全部狂暴性があるとか、自分を傷つけるというおそれがあるわけではございませんで、その中の、いわゆる

る極端にいいますと一つの症状でございます。あらわれ方でございます。あらわれ方によりましては、そういうおそれがありますので、そういう時期におきましては措置入院をして治療をするという形になっております。この精神障害者が、これは必ずいわれる自傷、他害を将来するおそれがあるかないかという問題になりますと、幾ら専門のお医者さんでも、なかなかその将来の判定までは私にむずかしいように思つてゐる。それで、現在の措置入院制度は、現在のその患者の状態によつてやはりやらざるを得ない。あとは、一般的な精神障害者対策といつたしましては、精神病が、いわゆるこの入院治療を必要とする者は入院をし、緩解をしてくればそれはおそく家庭に帰ると思ひます。その者に対するいわゆる在宅における精神相談に当たるといふよりな、総合施策でざるを得ないと思つております。

○藤原道子君 私は厚生省で考へてほしいのです。問題は、いまの精神病とか精神病質というのですか、治療によつてはなおるのですよ、いまの精神医学のたまえから、だから、悪くなつて人を傷つける、それだけを見るのではなく、もつと思ひやりのある厚生行政をしたらどうですか。悪くなければ入れないのだ、そうして人を殺すおそれなくならなければもう出している。結構だつて、そうして、措置入院患者は菌を出さなければ、もう退院の命令を出してゐますよ。社会復帰に適應するかどうかといふことでなしに、菌が出なくなれば結核患者も退院させる。人を殺すおそれなくなれば精神病患者も出している。出して社会の刺激にあつて、それが発作的にやるのです。だから、精神病をなおすつもりなのか、おつかないかから入れておくというのか、どつちなんです。私はそれに対して非常に不満を持っています。きょうは時間がありますので、いづれあらためてその点についてはお伺ひしますけれども、いまの厚生行政は、ちよつと表面だけなでているようなやり方です。まことにきょうの御答弁は私は不満足

でございます。老人問題は、きょうだれもいらつしやらないといふから抜きますが、心身障害児の施設をふやすとか、それから救急医療対策が強化されるとかいうようなことがきょうの大臣の所信表明の中にあるのです。ところが、これは心身障害児の施設はつくつても保護さんがいない、看護婦がいなくて大騒ぎしてゐる。秋田おばこにたふさなければ解決できなかった。救急医療対策といつておられますが、医者がいなくなつたり、なおるべきものがたふさぎ回つて死んだり、こうしてゐるのです。が、この施設をつくると同時に、そこに従事するお医者さん、看護婦さんの養成、これはどうなつておりますか。これも確かに脳外科の医者が非常に足りない、全国で何名、こういうことを伺つておられますが、この対策はおできになつてゐるかどうか、これを伺ひたい。

それから、もう一つは保育所、保育所がやっぱりふえますね、ことしも。保育さんの養成は一体どうなつてゐるのか。それから、もう一つ、特に乳児保育の非常にこのごろ希望者がふえている。母よ家庭に帰れなんと言ひけれども、労働不足でどんだん家庭婦人までかり出されてゐる。しかるに、保育さんの資格を持つてゐる人も、看護婦さんの資格を持つてゐる人もやめざるを得ない現状にある。家庭の主婦は非常に過勞になつてゐる、こういう場合に乳児保育所が非常に少ないのです。金がかかるからやらないんです。これに対してはどういふ対策をお持ちになつてゐるか、これが一つ。それから、もう一つは、児童福祉法ができた當時から問題になつておりますが、幼児教育の一本化、これに対しては、けさほど高山さんからも保育所の問題で幼稚園のことで御質問がございまして、幼児教育の一元化についてはどういふふうには厚生省では考へていらつしやるか。それから、もう一つ、季節保育所でございますが、このごろ農村は出かせぎがふえてまいりました、農繁期とか農閑期というものが。農閑期

には、農業では食えないから、やつぱりあちらのほうの弱電氣とか何かにとんだん進出して、農閑期の農村婦人の手間を吸収してゐるというところになると、季節保育所というのじゃなくて、私は、農村にもむしろ保育所の常設のものがなければならぬと思ひますけれども、それに対してどういふふうにお考へになつていらつしやるか。以上、時間がありませんから、全部一括して伺ひます。

○国務大臣(坊秀男君) 御指摘のように、医療の施設や福祉の施設といつたようなものを拡張、充実にまいりまして、これに対して医療従事員、あるいは看護従事員といつたようなものがなかなか現在不足しております、その面から、施設をふやしてもこれはだめじゃないか、こういう御指摘でございますが……。

○藤原道子君 だめだと言ひない。養成を急がなければならぬ。○国務大臣(坊秀男君) だめではなくて、非常にまだ足りないんじゃないかという御趣旨かと思ひますが、そういうよりなことにつきましては、厚生省がいたしまして、極力そういつたようなことで支障が生じないようにつとめてまいつておりますが、四十二年度の予算におきまして、いま御指摘になつたような従事員といふものをだんだんふやしてまいつておりますが、予算上の増員といつたよりなことにつきましては、これは担当の局長から御説明させますが、厚生省といたしまして、御指摘の点が非常に重要な問題だと思ひまして、極力これを充足するようにつとめてまいつております。○藤原道子君 看護婦、保育さんの足りなくなるということは、当委員会でも私は十何年前から言つてゐる。厚生省は努力いたします、努力いたしますと言つてゐるが、だんだん足りなくなつてしまつてくたさい、大臣。局長から……。○政府委員(若松栄一君) 医療施設における職員が足りないといふことは、ただいまお話のありましたように、すでにかなり前からの問題でございます。

まして、特に看護職員につきましてはここ数年来非常に不足がございまして、現実に医療機関の運営にも支障する状況でございまして、これに對して、看護婦の養成につきましては、ここ数年來、やはり私も相当な努力をいたしてまいりまして、数年前まで一年に養成される看護婦の数が一万六千名程度でございましたけれども、現在はずで二万数千名というところまで強化してまいりまして、おかげで最近の需給状態はちょっとだけは緩和した様子でございまして。しかも、なお今後数年は看護婦の養成は依然として増加をたどっておりますので、今後におきましてもいままではよりは幾らか楽になつてくる、しかし、完全にこの困難が解消するといふわけにはなかなかまいりかねるようでございます。大体私も現在計画しております線では、四十五年ころになりますと、少なくとも医療法の基準で理論的に計算いたしました看護婦の需要に對しては一応間に合ふという計算になります。しかし、御承知のように、ある程度の偏在、あるいは看護婦と看護婦の比率の問題、あるいは、さらに將來起る、たとえば新生児の看護に對して相当数の看護婦を充たす、あるいは將來予想される労働時間の短縮というようなことになつてまいりますと、また新たな要因が出てまいりまして、また新たな要因が出てまいりまして、私ども、そういうような將來における要因といふことも考えて、いままでの養成の規模をさらに強化していきたいという心がまえでございまして。現実に重症身障児等の施設に看護婦あるいは保育が足りないということも事実でございまして、この数は総体の需給の中で見ますとこれは微々たるものでございまして、もちろんこの總体の需給を緩和するといふことを目途にいたしまして、あと重症身障施設等に勤務条件その他が悪いためになかなか行きかねるということがございまして、そのような勤務条件の改善といふような方向で、また別な努力をして解消してまいりたいといふふうに考えております。

○政府委員(瀧美節夫君) 保育所に勤務いたしま

す保育の不足のことにつきまして御指摘いただきまして現実の情勢をいたしまして、先生の御指摘のように、非常に困難な情勢にあるわけでございます。何をしたらいいかというのが最大の課題でございまして。私も一応の考え方として、第一点は、養成力を増すといふこと、第二点は、その養成中にあるところの学生生徒を確保する、第三は、保育の勤務条件あるいは処遇を改善する、こういうふうな三つの点を強力に進めることによりまして保育の不足対策に資したい、かように考えております。

第一点の養成力を増強するといふ点につきましては、御承知のように、保育の資格は、厚生大臣の指定する養成所なり、あるいは学校を卒業した者が保育になります。それと同時に、都道府県の知事の行なう試験を受けるということによつて保育の資格を取得するわけでございます。したがつて、第一のそういう厚生大臣の指定する学校なり施設をふやしていくということが必要であらうと思ひます。そこで、現在はこういう施設が百三十五カ所ありますけれども、これを四十二年度におきましては百五十六カ所、つまり二十一カ所ふやしたい、かように考えております。それから、次に都道府県知事の行なう保育試験でございますが、実は昭和三十七年度までは年に一回しかこれを行なわなかつたわけでございますが、しかしながら、いろいろな御指摘のような保育不足の現状にかんがみまして、昭和三十八年から春夏二回これを行なうというふうな制度に改めております。しかしながら、まだ各都道府県全部が二回やつておりません。したがつて、二回をやれといふふうなことにつきましては、先般の児童福祉所管課長会議におきまして強く各都道府県に呼びかけをしておるところでございます。

それから、申し上げました第二の養成中の保育さんをほかにやらないで学校を卒業してもらつていふような意味におきましての保育確保対策でございますが、これは保育の修学資金の貸与制度といふのがございまして、これを毎年少しづつ拡充

していくといふふうなことをやっております。それから、最後にはなりましたが、最も重要な職員は、毎年国家公務員の給与並みにはベースアップが行なわれるわけでございます。しかしながら、最も重要なものは、現在私のほうの制度をいたしまして、甲地、乙地という、地域によりまして児童保護費を支払う基準に差がございまして、甲地というのは、主として六大都市及びその周辺でございまして、いなかとそれ以外の都市におきましては乙地といたしまして、金額に差がございまして、この差を毎年縮めていくといふふうなことで、四十二年度の御審議中の予算におきまして、この地域格差の是正といふことをその中に盛り入れてあるわけでございます。

それから、もう一つは、その勤務条件を改善するといふことでございますが、これは同時に、先生御指摘の乳児保育の問題にも関連することでございますが、現在におきましては、三歳未満の子供に對しましては、子供七人に対して一人の保育といふふうな予算上きまつておるわけでございます。これはいかにその保育さんの労働条件を悪くしてあります。したがつて、四十二年度の予算におきまして、この七人の子供に對する一人という現在の状況を改善いたしまして、子供六人に對して一人の保育さんが受け持つといふふうな条件の改善をはかつておるわけでございます。まあそのほかいろいろ点におきまして処遇上、あるいは勤務条件上いろいろ問題がございまして、そういう点につきましては、さらに運営上改善をするようにもつていきたい、かように考えておるわけでございます。

それから、季節保育所の常設化につきまして御指摘を受けたわけでございますが、現在のところ、季節保育所が全国で六千カ所ばかりでございますが、こつた季節保育所をさらに継続していきますとともに、さらに季節保育所をつくれないが、農村におきましては僻地保育所をつくれといふふうな非常に強い要望がございまして、この

点につきましては、現在千九百五十五カ所の僻地保育所がございまして、昭和四十二年度におきましては、これに二百四十二カ所の僻地保育所を増設するといふふうなことでやつてまいりたいと思ひますとともに、午前中も申し上げましたように、正規の保育所をどんどんつくつていく、国庫補助におきましては四百五十カ所を予定するといふふうなことで進んでまいりたい、かように思ひます。

○藤原道子君 保育さんの給与を公務員並みに上げていこうといふけれども、もとがうんと低かつたのです。だからいつまでいって追いつかない。もとは低かつたのです。それも考慮して改めてもらわなければ保育さんになり手がな。保育の学校を卒業しても、保育さんかやだといふ人が出てくるので、こつた点もお考えになつていただきたい。

それから、七人に一人を六人に一人にしたつて手柄にならない。あなたの奥さんに一べんに六人の子供を見ろといつたらどうします。非常に責任を負つていますから、そつた点をお考えになつていただきたい。

それから、医務局長ね、看護婦さんはいふふえてきたとおっしゃるが、学校を卒業する人とやめる人と相半ばするくらいなんです。定着率がふえましたと言つても、やめる人も多つとやめていつていくのです。どつた看護婦をふやしてまいりましたけれども、准看をふやして。医療法のきめでは五、三、二だつたんですよ。普通の看護婦が五、准看が三、助手が二といふことだつたんです。それが四、四、二になつて、このころ逆転してきておりますよ。ところが、医療法では准看はいろいろの勤務の制限があるんですよ。監督のもとにやる。ところが、准看にだけ夜勤させるところがずいぶんある。いつか医務局長は、婦長が夜勤しておりますと言つて、婦長室なんといふものはどこにあると思つておりますか。婦長なんか夜一々看護婦に協力しちゃいけませんよ。資格のない准看に四十ベッド、五十

ベットの患者に対して一人で夜勤をさせている。こういうむちゃなことをして日本の医療は成り立っているのです。問題は、看護婦さんも保母さんも過労です。重労働です。こういう点を厚生省で真剣に考えていただかなければ、幾ら病院つくったって働ける人がなくなる。医療法で四人に一人、療養所は六人に一人と最初きめたのは、有資格者がベッド四に対して一人だったんですよ。このころは准看が大半を占めている。このころの厚生省の養成機関を見ても、ほとんど准看じゃないですか。准看は上にのぼる道が狭き門です。で、頭打ちになるから、七、八年たった優秀看護婦がその職をやめていく、こういう非常に惜しいことが起こっていることは、大臣、真剣に考えていただきたい。幾ら病院をつくったって、看護婦がなければだめなんです。保健所を強化するなどというきょうの大臣の所信表明なんかはりっぱなものです。だけれども、中身が伴わなければだめなんです。さらさらといふことばかり言っちゃって、中身が全然ない。こういうことをお考えになって、真剣に生命を守る、大臣は最初に生命は大切だとおっしゃった。その生命を守っていくところは厚生省なんです。厚生大臣なんです。こういう点で、子供の生命から年寄りの生命まで、ひとつ十分にお考え願いたい。きょうは時間がございませんので、この程度にしておきますが、またあらためて……。

○委員長(千葉千代世君) 他に御発言もなければ、本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時十七分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、医療保険の抜本改悪反対に関する請願(第四三四号)(第四三五号)(第四三六号)(第四三七号)(第四三八号)(第四四一號)(第四四四号)(第四四六号)(第四四八号)(第四四九号)

一、日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願(第四三九号)(第四四〇号)(第四四九号)

(第四六〇号)(第四六八号)(第四六九号)(第四八五号)(第五〇六号)(第五〇八号)(第五〇九号)

一、農生協等の理容施設新設規制等に関する請願(第四四二号)(第四六六号)

一、栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願(第四四三号)(第四四四号)(第四四五号)(第四四六号)(第四四七号)(第四五七号)(第四五八号)(第四七四号)(第四七五号)(第四八七号)(第四八八号)

一、国立病院・療養所の職員の増員等に関する請願(第四五〇号)(第四五一号)(第四六七号)(第四八三号)(第四八四号)

一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金に関する請願(第四五九号)(第四七七号)

一、全国保健所栄養指導員(管理栄養士)の定員増加等のための国庫補助に関する請願(第四八九号)

一、心臓病の子供の治療に対する育成医療助成拡充に関する請願(第四九〇号)

第四三四号 昭和四十二年三月十日受理
医療保険の抜本改悪反対に関する請願
請願者 大阪市大淀区長柄中通二ノ一三 上原和雄外三百九十九名
紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四三五号 昭和四十二年三月十日受理
医療保険の抜本改悪反対に関する請願
請願者 神戸市生田区中山手通八ノ三三二 上村と子外千二百名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四三六号 昭和四十二年三月十日受理
医療保険の抜本改悪反対に関する請願
請願者 大阪市東淀川区西淡路町二ノ三七 中村静江外九百九十九名

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四三七号 昭和四十二年三月十日受理
医療保険の抜本改悪反対に関する請願
請願者 大阪市城東区今福 林治次外九百九十九名
紹介議員 光村 甚助君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四三八号 昭和四十二年三月十日受理
医療保険の抜本改悪反対に関する請願
請願者 大阪府枚方市村野三二六 井田正治外九百九十九名
紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四四一号 昭和四十二年三月十日受理
医療保険の抜本改悪反対に関する請願
請願者 大阪府池田市畑町二〇 松永広義外五百九十六名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四五四号 昭和四十二年三月十一日受理
医療保険の抜本改悪反対に関する請願
請願者 大阪市東淀川区野中南通一ノ六六 小松正雄外二百十名
紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四六一号 昭和四十二年三月十三日受理
医療保険の抜本改悪反対に関する請願(十三通)
請願者 大阪市東淀川区三國本町三ノ三二 六東淀川を守る会内 前田久夫外千三十名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四八六号 昭和四十二年三月十五日受理
医療保険の抜本改悪反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市芦原町 松井辰哉外千四名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第四三九号 昭和四十二年三月十日受理
日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願
請願者 大阪市城東区新喜島町三ノ六九 高山重男外二百名
紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第四四〇号 昭和四十二年三月十日受理
日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願
請願者 大阪市東住吉区平野流町五五六 阿波良治外五百名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第四四九号 昭和四十二年三月十一日受理
日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願
請願者 大阪府八尾市久宝寺二、三九四小 林方 平井圭行外二百名
紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第四六〇号 昭和四十二年三月十三日受理
日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願
請願者 大阪府河内市大字新庄二一〇 宗石章外二百名
紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第四六八号 昭和四十二年三月十四日受理
日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願(二通)
請願者 大阪市都島区都島本通五ノ二二 桂田栄外千一名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第四六九号 昭和四十二年三月十四日受理
日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願
請願者 大阪府河内市稲葉四ノ五ノ三二
吉田重信外二百名

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第四八五号 昭和四十二年三月十五日受理
日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願
(百四十通)
請願者 大阪府生野区新今里町八ノ一二一
飯田右三三外百三十九名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第五〇六号 昭和四十二年三月十五日受理
日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願
請願者 大阪府住吉区墨江四ノ一四 吉
川茂外二百名

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第五〇八号 昭和四十二年三月十六日受理
日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願
請願者 大阪府豊中市大黒町三ノ五六 池
田龍蔵外二百名

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第五〇九号 昭和四十二年三月十六日受理
日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願
(百十三通)
請願者 七阪市天王寺区寺田町一六五 井
荻徹外百十二名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第四四二号 昭和四十二年三月十日受理
農生協等の理容施設新設規制等に関する請願
請願者 愛媛県北宇和郡吉田町大字東小路
理容環境衛生同業組合吉田支部内
丸城政義外二十四名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第四六六号 昭和四十二年三月十四日受理
農生協等の理容施設新設規制等に関する請願
請願者 愛媛県宇和島市新町一ノ三ノ一 愛
媛県理容環境衛生同業組合宇和島
支部内 三上恒一外八十四名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第四四三号 昭和四十二年三月十日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
請願者 茨城県水戸市石川町北谷津三、九
七八 岡崎加代外四十八名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四四四号 昭和四十二年三月十日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
請願者 三重県鳥羽市松尾町三重県立志摩
病院内 横田正子外六十五名

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四四五号 昭和四十二年三月十日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
(二通)
請願者 富山県中新川郡立山町下田三二
山本信二外二百七名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四四六号 昭和四十二年三月十日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
(二通)
請願者 東京都足立区日の出町四五の二三
二 中島吉彦外百八十一名

紹介議員 横山 フク君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四四七号 昭和四十二年三月十日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
(二通)
請願者 東京都大田区南馬込三の三九の一
八 村野文子外三百二十六名

紹介議員 山本 杉君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四五七号 昭和四十二年三月十一日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
請願者 愛媛県新居浜市放生一、〇九五の
一 森賀初太郎外六十五名

紹介議員 豊田 雅孝君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四五八号 昭和四十二年三月十一日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
(三通)
請願者 宮城県登米郡迫町佐沼字西佐沼六
四 尾形達郎外百九十一名

紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四七四号 昭和四十二年三月十四日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
請願者 徳島市住吉町一ノ一八 坂本
正人外四十三名

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四七五号 昭和四十二年三月十四日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
請願者 埼玉県北足立郡足立町志木一、六
三一 古橋光太郎外七十三名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四八七号 昭和四十二年三月十五日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
(二通)
請願者 青森県上北郡七戸町字川原町一五
疇眞理子外百九名

紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四八八号 昭和四十二年三月十五日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
(三通)
請願者 埼玉県本庄市四、二四一 長谷川
典男外百九十三名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四五〇号 昭和四十二年三月十一日受理
国立病院・療養所の職員増員等に関する請願
請願者 大阪府貝塚市名越二九一 佐々木
洋子外八十名

紹介議員 椿 繁夫君
厚生省所管の国立病院、療養所の職員増員を要
求し、人べらしをすすめる「下請け」導入に反対
する。

理由
一、国民の受ける医療を改善するためには、現在
の人員ではあきらかに不足している。医師、看
護婦、医療技術者の不足は慢性的に続いてお
り、人事院でも指摘した看護婦の過酷な勤務実
態は、各職場にあらわれており、最低限の医療
さえ守れない実情である。

二、加えて、政府は「欠員不補充」政策をとつてい

るので、人員不足はなんら解決をみないままに放置されている。その上、下請け導人を洗濯、清掃、給食にまで及ぼし、全面的に人べらしを圖ろうとしている。

三、このような状態が、これ以上続かなければ、国民医療は大きな犠牲をいられることになる。

第四五一号 昭和四十二年三月十一日受理

国立病院・療養所の職員増員等に関する請願

（一通）

請願者 岡山県邑久郡邑久町 三島寿男外 五百二十五名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四六七号 昭和四十二年三月十四日受理

国立病院・療養所の職員増員等に関する請願

（一通）

請願者 福岡県久留米市津福本町小島四七 〇思水寮内 前川博行外五百三十三名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四八三号 昭和四十二年三月十五日受理

国立病院・療養所の職員増員等に関する請願

（一通）

請願者 広島県佐伯郡廿日市町原 川本利 重外九十八名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四八四号 昭和四十二年三月十五日受理

国立病院・療養所の職員増員等に関する請願

（一通）

請願者 福岡県粕屋郡古賀町 高野房子外 三百九十八名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四五九号 昭和四十二年三月十三日受理

戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金に関する請願

請願者 福岡市大字田島一、六六七ノ四 浦田寅治郎外三十名

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第四七七号 昭和四十二年三月十四日受理

戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金に関する請願

請願者 福岡県久留米市野中町三七〇久留 米市郷友会内 牛島慶二

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第四八九号 昭和四十二年三月十五日受理

全国保健所栄養指導員（管理栄養士）の定員増加等のための国庫補助に関する請願

請願者 北九州市小倉区朝日ヶ丘一ノ三ノ 三社団法人日本栄養士会福岡県支 部内 中村敬吾

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第四九〇号 昭和四十二年三月十五日受理

心臓病の子供の治療に対する育成医療助成拡充に関する請願

請願者 北九州市若松区藤ノ木大池 神舎 誠外千四百五十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第二項及び第三項を削る。

第十八条第一項中第三号を第五号とし、第二号の二を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 駐留軍関係離職者が事業を開始する場合において、自営支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

第十八条第二項中「同項第二号の二の業務及びこれに附帯する業務」を「同項第三号及び第四号の業務並びにこれらに附帯する業務」に改める。

第十八条中第六項を削り、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項第四号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については、同法第十九条の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

5 雇用促進事業団法第二十条及び第三十七条第一項（同法第十九条の二第一項並びに第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する業務について準用する。

第十八条の次に次の二条を加える。

（譲渡等の禁止）

第十九条 就職促進手当又は前条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、次条に規定する給付金以外の給付金に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差

し押さえるときは、この限りでない。

（公課の禁止）

第二十条 租税その他の公課は、就職促進手当、第十八条第一項第一号の手当、同項第二号の移転に要する費用又は自営支度金を標準として、課することができない。

附則第三項中「就職促進手当に関しては、なお従前の例による。」を「就職促進手当並びに当該期間が経過する前に開始された駐留軍関係離職者に係る第十八条第一項に規定する雇用促進事業団の業務（当該業務が終了するまでの間に行為なされるものに限る。）に関しては、なおその効力を有するものとする。」に改める。

附則

この法律は、公布から施行する。

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願（第五一四号）（第五一五号）（第五二二号）（第五二八号）（第五三二号）（第五三九号）

一、原爆被害者援護法制定に関する請願（第五二二号）（第五三九号）

一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金に関する請願（第五二九号）（第五三三号）（第五六二号）（第五七三三号）

一、栄養士法第五十条の二の第二号改正に関する請願（第五三〇号）（第五三二号）（第五五一号）

一、戦傷病者特別援護法是正に関する請願（第五三八号）（第五七二二号）

一、健康保険法改正に関する請願（第五四八号）

一、農生協等の理容施設新設規制等に関する請願（第五五〇号）（第五六一号）

一、原水爆被害者援護法制定並びに原爆症の根治療法研究機関設置に関する請願（第五六三三号）

第五四一号 昭和四十二年三月十七日受理

日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願

請願者 大阪府守口市大枝北町二二 木下

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第五一五号 昭和四十二年三月十七日受理

日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願

(百六通)

請願者 大阪市東住吉区桑津町二ノ一〇九

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第五二三号 昭和四十二年三月十七日受理

日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願

請願者 大阪市住吉区長居町東七ノ六八

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第五二八号 昭和四十二年三月十八日受理

日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願

請願者 大阪府豊中市二葉町二ノ五ノ二六

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第五五二号 昭和四十二年三月二十二日受理

日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願

(百三十六通)

請願者 大阪市生野区勝山通五ノ三七 岡

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第五六四号 昭和四十二年三月二十三日受理

日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願

(百通)

請願者 大阪市浪速区芦原町一、一八一

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第五二三号 昭和四十二年三月十七日受理

原爆被害者援護法制定に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市松浜町二一兵庫県原

爆被害者連絡協議会内 副島ま

外四千七百三十八名

紹介議員 中村 順造君

原爆被害以後すでに二十一年余を経過したが、原爆症の脅威と「病氣と貧困の悪循環」は、いまだお多くの被爆者をさいなんでいるから、現行「原子爆弾被害者の医療等に関する法律」を改正して、すみやかに原爆被害者援護法を制定し、左記事項の実現を図られたい。

一、被爆者に対する無料医療の実施

被爆者の国民健康保険及び被爆者健康保険の掛金の一部を本人に還付し、被爆者に対する医療の完全な無料給付を実施すること。

二、すべての被爆者に対する特別被爆者健康手帳の交付

特別被爆者と一般被爆者の区別を廃し、一般被爆者に対する保障水準を特別被爆者なみに引き上げること。

三、被爆者健康手帳交付の範囲拡大

被爆者健康手帳を、左の諸項に該当する被爆者に交付すること。

1 沖縄在住被爆者

当面国費による現地への医療調査団の派遣、被爆者の本土での診断、治療を制度的に保障することともに、現地に専門医療機関を設置し、担当医師及び行政官を本土で教育し、被爆者に本土と同様の健康手帳を交付すること。

2 被爆二世

保護者または本人が申請したとき、被爆二世に対して健康手帳を交付すること。

3 ビキノ水爆被爆者

第五福竜丸の乗組員に健康手帳を交付すること。また「拓洋」、「さつづ」などの乗組員の被害も調査し、同様の措置をとること。

四、健康診断の改善

1 一般健康診断項目の改善

成人病検出を重点に、障害発見に必要な諸項目を含むようにすること。

2 精密検査の改善

精密検査の適用をひろげ、内容として人間ドック方式の適用の拡大など、十分な検査ができるよう、一人あて予算のわくをひろげること。

3 被爆者が随時、自分で選んだ病院で検査が受けられるようにすること。

(イ) 定期検診の期間以外に、本人の希望する時に検査を受けられるようにすること。

(ロ) 被爆者が、広島、長崎の原爆病院など、自分が選んだ病院で検査を受けられるようにすること。

(ハ) すべての医師が原爆症(放射線障害)について正しい認識をもち、被爆者が信頼して医師の診断治療を受けられるようにすること。

五、検査、治療のための交通費、旅費の支給

一般検査、精密検査、入院とも、被爆者が選ぶ病院までの交通費、宿泊費を支給すること。

また必要な場合は、付添人についても同様の措置をとること。

六、指定医療機関の増加

健康保険法によるすべての保険医療機関を、指定医療機関として、被爆者が医療を受けやすくすること。

七、認定制度の廃止

「認定被爆者」の制度を廃止し、すべての被爆者に完全無料の医療給付を行ない、入、通院患者に対して、従来「認定被爆者」に交付された「医療手当」を支給すること。

八、特別な治療方法の採用

温泉治療、はり、きゅう、マッサージ等の特別な治療方法も、被爆者の医療として採用すること。

被爆者が休養による発病予防と精神衛生の手段として温泉療養を行なうときは、交通費、宿泊費を補助することともに、被爆者が進めている温泉療養施設の設立に対し補助すること。

身体障害をもつ被爆者に対しては、社会活動参加のための更生医療を適用すること。

九、原爆後障害治療・研究機関の拡充

原爆症の病理及び治療法の研究の前進のため、広島大学、長崎大学の原爆放射能医学研究所、広島、長崎の原爆病院等の施設を整備拡充して、被爆者を直接対象とする臨床、研究、調査の三部門を総合する態勢をすみやかに確立すること。

十、援護給付金の支給

次の各項の援護給付金を支給すること。

1 原爆死亡者の遺族に対し、ILO条約第一〇二号の水準で年金を支給すること。

2 原爆による外傷または内部疾患をもち、労働能力を喪失した被爆者に対し障害年金を支給すること。

この年金は終身年金とし、最低額でも本人の最低生活を維持できる金額とすること。

3 健康管理、原爆症の発病予防のため、すべての被爆者に保健手当を支給すること。

4 低所得の被爆世帯を中心に、生活保護基準を大幅に上まわる特別援護手当を支給すること。

また、被爆者が病気のため収入が減少した場合も、同様の手当を支給すること。

5 入、通院をつづけるすべての被爆者に対し医療手当を支給すること。

6 過去及び将来の原爆死亡者に対し弔慰金を支給すること。

十一、福祉施設の設置と相談事業、職業補導

な治療方法も、被爆者の医療として採用すること。

1 原爆孤老、小頭症被爆者などのために福祉施設を設置し、終身収容すること。

2 被爆者の相談事業、職業指導のため政府が施設を設けるとともに、地方自治体の施設の設置、運営を補助すること。

被爆者の適職への転換のため、特別な生業資金貸付制度を設けること。

十二、所得税の減免措置

被爆者に対し所得税の減免措置をとること。地方税についても同様の措置を指導すること。

十三、援護法運用のための民主的審議機関設置
原爆被害者援護法の運用のために民主的審議機関を設置し、被爆者代表を参加させること。

第五三九号 昭和四十二年三月二十日受理
原爆被害者援護法制定に関する請願(三通)
請願者 東京都杉並区上萩二ノ一三ノ三
松島友三外十三名

紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第五二九号 昭和四十二年三月十八日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金に関する請願
請願者 山口県大島郡大島町三浦 福島徳

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第五三四号 昭和四十二年三月十八日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金に関する請願
請願者 岡山市原尾島六四〇 服部勇外五

名
紹介議員 大谷藤之助君
この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第五六二号 昭和四十二年三月二十三日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金に関する請願
請願者 宮崎市神宮西町三一八 高橋忠道

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第五七三三号 昭和四十二年三月二十三日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金に関する請願
請願者 岡山県都窪郡吉備町下撫川 難波

三十四外一名
紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第五三〇号 昭和四十二年三月十八日受理
榮養士法第五條の二の第二号改正に関する請願
請願者 東京都渋谷区桜ヶ丘町四〇 丸橋

一恵外七十一名
紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五三一号 昭和四十二年三月十八日受理
榮養士法第五條の二の第二号改正に関する請願
請願者 長野県下伊那郡松川町大字里見

八、〇〇〇 清水和香外五十八
名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五五一号 昭和四十二年三月二十二日受理
榮養士法第五條の二の第二号改正に関する請願
請願者 長野県小諸市荒町甲二、七九二

吉沢勝司外八十七名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五三八号 昭和四十二年三月二十日受理
戦傷病者特別援護法は正に關する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ一財団

法人日本傷痍軍人会内 奈良栄三
紹介議員 土屋 義彦君
戦傷病者特別援護法を改正して、左記事項の実現を図りたい。

一、戦傷病者相談員の増員
二、職務関連、傷病者の身分確立と各種援護の適用
三、国鉄無賃取扱いの是正
介護者の制限の廃止。国鉄乗合自動車の適用。
国鉄、公民館交通機関の割引。乗車券の定期券化。

四、国税、地方税の減税
五、休養施設の設置及び収容
六、恩給診断の無料取扱い。戸籍書類の無料交付。
七、補装具の種類、支給基準の改善
八、国民金融公庫が行なう傷病恩給、障害年金担保融資額の増額(現行三十万円を六十万円に)

九、公営住宅の優先割当等
十、子女の育英(授業料の免除及び育英資金の優先貸与)
十一、放送受信料の免除
十二、葬祭料の支給(長期療養のみの制限廃止)

十三、結核回復者後援施設への収容。通院手当、予後手当の支給
十四、長期療養者の家族見舞旅費、援護手当の支給

十五、公務傷病による所得給付を生活保護法の収入対象からの除外
十六、身体障害者雇用促進法の特別規定の設置
十七、専売品の販売、官公營施設の売店優先許可、製作品の優先購入
十八、社会福祉法人戦傷病者会館が行なう福祉事業に対する助成

十九、財団法人日本傷痍軍人会(支部を含む)に対する援護、福祉事業等の委託及び助成
二十、戦傷病者援護審査会(仮称)の設置
二十一、戦傷病者援護強調週(月)間の実施

理由
一、第四十三回国会において、戦傷病者特別援護法が制定され、戦傷病者の身分、國家補償による援護の方向が明らかにされたが、当初規定された援護は、この法律が制定される以前から行なわれていたものを統合したもので、その後、

ごく一部の手なおし程度の改正が行なわれただけで根本的な是正はなく、従つて、戦傷病者に対する現在の援護は、他の社会保障制度と比較しても多くの問題が残されている。

二、終戦までの戦傷病者に対する援護は、国が自らその責任の所在を明かにして、あらゆる施策の実行と不断の努力が続けられ、その結果、地方公共団体、各企業、その他の団体及び国民も国の方針に協力し、官民一体となつて法的援護、法外援護は徹底し、大きな成果をあげてきた。現に諸外国においては当然な義務として実行されている。

三、前記各項の援護は終戦まで行なわれていたものであり、現在ではその大部又は類似のものが社会保障関係法規により戦傷病者を除く一般身体障害者及びその他被保護者に実施されている。

第五七二二号 昭和四十二年三月二十三日受理
戦傷病者特別援護法は正に關する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ一財団

法人日本傷痍軍人会内 伊丹川善通
紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五四八号 昭和四十二年三月二十二日受理
健康保険法改正に関する請願
請願者 長野市表科長野県議會議長 尾崎

秀男
紹介議員 林 虎雄君
健康保険法の改正にあつて、国費の大幅導入、低所得者層を中心とする一般被保険者および事業主の負担額の軽減措置を講ぜられたい。

理由
政府は、健康保険財政確立のため、保険料率の引き上げ、初診時および入院時一部負担金の引き上げ、ならびに薬代の一部負担等によつて赤字解消を図る措置として、法の改正を検討しているが、この改正は、国、地方公共団体、その他の団体の

経営する健康保険共済制度に重大な影響をおよぼすばかりでなく、一般被保険者および事業主の負担を増大させ、諸物価の上昇とあわせ、国民一般の生活および事業主の経営を著しく苦しむこととなる。

第五五〇号 昭和四十二年三月二十二日受理

農生協等の理容施設新設規制等に関する請願

請願者 東京都江東区深川高橋三ノ一 東京

都理容環境衛生同業組合深川支部

内 林下幸二外七十二名

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第五六一号 昭和四十二年三月二十三日受理

農生協等の理容施設新設規制等に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市庄内一、三二〇ノ

三愛媛県理容環境衛生同業組合新

居浜支部内 丹下清外九十二名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第五六三号 昭和四十二年三月二十三日受理

原水爆被害者援護法制定並びに原爆症の根治療法研究機関設置に関する請願

請願者 横浜市港北区青砥町八二二 長山

勇外百名

紹介議員 岡 三郎君

原水爆被害者の援護措置を完全にするため、左記事項が全体として統一的に実現されるよう強く要求する。

- 一、被爆者医療法を改正し、援護法を制定することによって実現すべき事項
- (一) 生活困難の被爆者に特別援護手当を支給すること。
- (二) 原爆被害者に障害年金を支給すること。
- (三) 原爆死没者に弔慰金を贈り、遺族に年金を支給すること。

四 医療を無料にするため、現行医療法における特別被爆者の取扱いを全被爆者に拡大すること。

(四) 医療手当の支給制限を撤廃し、大幅に増額すること。

(六) 被爆者に身体障害者などの鉄道料金割引を実施すること。

(七) 被爆者が定期検診・検査・治療を完全に、しかも安心して受けられるようにするため、付添人の分を含む交通費全額と、日当を支給すること。

(八) 原爆孤老のために老人ホームを設置すること。

(九) 被爆者のために温泉療養を保障すること。

(十) 全国各都道府県に、専門的医療機関、療養所を設置し、国立病院と、それに準ずる大病院は、すべて一般疾病医療機関に指定すること。

(四) 昭和二十一年以降出生の被爆者子弟に対して、専門医による特別健康診断を実施し、被爆者手帳を交付すること。

(五) 被爆者に対して、適職への優先就職あつせん、生業資金の給付を保障すること。

(六) 定期検診の単価を引き上げ、被爆者の内臓諸器官検査を十分にこなせるようにすること。

(七) 現行医療法の普及と実施に必要な措置を十分にとること、そのための事務費を増額し、被爆者生活相談所を全国に設置すること。

(八) ビキニ水爆実験被害者に対して被爆者手帳を交付し、国の責任において定期検診すること。

(九) 沖縄在任の全被爆者に対しても被爆者手帳を交付し、医療法を適用すること。

二、根治療法研究機関の設置

原爆症についての根治療法研究機関を国の責任において設置し、被爆者に対する治療のため十分に活用させること。

理由

一、昭和三十八年末、東京地方裁判所は、アメリカの原爆投下を非難する判決とともに、被爆者援護を強化する責任が国にあることを指摘した。

二、さらに、昭和三十九年、衆参両院は、それぞれ万場一致で被爆者援護の強化を決議された。三、国民のうち、すくなくとも三百人に一人は被爆者で、これほど多くの同胞が、被爆後二十年を経過した今日もなお、原爆被害のため苦しんでいる。

四、原爆症による死亡者はあとをたらず、被爆当時胎児で成人してから発病した人々、死没者遺族、原爆孤老を含む生活困難者はますます増加している。

四月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
二、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書を削り、同条第二項中「不具廃疾の程度及び状態に応じて障害年金又は障害一時金を」とを「不具廃疾の程度に応じて障害年金を」に改め、同条第三項ただし書を削り、同条第四項中「不具廃疾の程度及び状態に応じて障害年金又は障害一時金を」とを「不具廃疾の程度に応じて障害年金を」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項の規定により障害年金の支給を受けるべき者であつて、その不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ三に定める程度であるものに對しては、前各項の規定にかかわらず、その者の請求により、その不具廃疾の程度に応じて障害一時金を支給し、障害年金を支給しないものとする。ことができる。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に一九三、五〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		三八七、〇〇〇円	
第二項症		三三三、〇〇〇円	
第三項症		二五二、〇〇〇円	
第四項症		一九〇、〇〇〇円	
第五項症		一四七、〇〇〇円	
第六項症		一二、〇〇〇円	
第一款症		一〇一、〇〇〇円	
第二款症		九〇、〇〇〇円	

第三款 症 六九、〇〇〇円

七十歳以上の者に係る第二款症及び第三款症の年金額は、それぞれ九七、〇〇〇円及び七四、〇〇〇円とする。

第八条第二項中「三万一千円」を「四万三千円」に改め、同条第三項を削り、同条第五項の表を次のように改め、同項を同条第三項とする。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別 項 症	第一項症の年金額に一三五、四五〇円以内の額を加えた額		
第一 項 症		二七〇、九〇〇円	
第二 項 症		二二九、一〇〇円	
第三 項 症		一七六、四〇〇円	
第四 項 症		一三三、〇〇〇円	
第五 項 症		一〇二、九〇〇円	
第六 項 症		七八、四〇〇円	
第一 款 症		七〇、七〇〇円	
第二 款 症		六三、〇〇〇円	
第三 款 症		四八、三〇〇円	
七十歳以上の者に係る第二款症及び第三款症の年金額は、それぞれ六七、九〇〇円及び五一、八〇〇円とする。			

第八条第四項の表を次のように改め、同項を同条第五項とする。

不具廃疾の程度	金	額
第一 款 症	三八四、〇〇〇円	
第二 款 症	三一八、〇〇〇円	
第三 款 症	二七二、〇〇〇円	

第八条第六項中「二万一千七百円」を「三万百円」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条第七項の表を次のように改め、同項を同条第六項とする。

不具廃疾の程度	金	額
第一 款 症	二六八、八〇〇円	

第二款 症 一三三、六〇〇円
第三款 症 一九〇、四〇〇円

第九条第二項第一号及び第二号中「程度であり、かつ、同項ただし書の規定に該当しないもの」を「程度であるもの」に改める。

第十四条第一項第三号及び第四号中「状態がなくなつたか、又はその状態があるが同項ただし書の規定に該当するに至つたもの」を「状態がなくなつたもの」に改める。

第二十五条第一項第五号中「六十歳以上であつて、その者を扶養することができる直系血族がないこと」を「六十歳以上であること」に、「生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと」を「生活資料を得ることができないこと」に改め、同条第三項ただし書及び第四項から第七項までを削る。

第二十六条第一項中「左の各号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「九万二千円」を「十万二千円（六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の配偶者及び子については十一万一千円、七十歳以上の者については十一万九千円とする。）」に改め、同項第二号中「九万二千円」を「前号に規定する額」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 遺族給与金の年額は、遺族のうち、先順位者については、一人につき次の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき三千五百円とする。

一 先順位者が一人の場合においては、七万一千四百円（六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の配偶者及び子については七万七千七百円、七十歳以上の者については八万三千三百円とする。）

二 先順位者が二人以上ある場合においては、前号に規定する額に先順位者のうち一人を除いた者一人につき三千五百円を加えた額を先順位者の数で除して得た額

3 前二項に規定する先順位者を定める場合における順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻による妻の父母、第二十四条第三項に規定する者の順序による。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

4 先順位者たるべき者が次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を失つた後に限り、適用する。

5 先順位者として遺族年金又は遺族給与金の支給を受けるべき者が一年以上所在不明である場合においては、同順位者（同順位者がいないときは、次順位者）の申請により、その所在不明中、当該先順位者を後順位者とみなすことができる。

6 先順位者として遺族年金又は遺族給与金の支給を受けるべき者に当該遺族年金又は遺族給与金の支給を停止すべき理由が生じた場合においては、同順位者があるときは、当該遺族年金又は遺族給与金の支給を停止する間、その同順位者のみを先順位者とみなし、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とみなす。

第二十七条第二項中「遺族年金」を「遺族年金又は遺族給与金」に改める。

第二十八条ただし書中「遺族年金については、」を削る。

第二十九条第一項第三号中「これらの条件に

該当するに至つた日において、遺族給与金の支給を受けるべき先順位者があつたときは、すべての先順位者の権利が消滅する日。次号において規定する準軍属又は準軍属であつた者の遺族が同項第一号、第二号又は第四号に規定する条件に該当するに至る日について同じ。」を削る。

第三十條第四項を次のように改める。

4 前項の規定にかかわらず、遺族が死亡した者の死亡の日の属する月の翌月以後第二十五条第一項各号の一に規定する条件に該当するに至つたことによつて支給する遺族給与金については、その支給は、同条第一項各号の一に規定する条件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

第三十一條第二項中「遺族年金を受けるべき範囲」を「遺族年金又は遺族給与金を受けるべき範囲」に改める。

第三十二條の見出しを「遺族年金及び遺族給与金の支給の調整」に改め、同条第一項中「二以上の遺族年金」を「二以上の遺族年金、二以上の遺族給与金又は遺族年金及び遺族給与金」に、「最高額の遺族年金」を「最高額の遺族年金又は遺族給与金」に、「当該遺族年金」を「当該遺族年金又は遺族給与金」に、「一の遺族年金又は遺族給与金」に改め、同条第二項中「二以上の遺族年金を受ける権利を有する者」を「前項に規定する者」に、「前項」を「同項」に、「支給を受けるべき遺族年金」を「支給を受けるべき遺族年金又は遺族給与金」に、「先順位者として遺族年金を受ける」を「先順位者として遺族年金又は遺族給与金を受ける」に、「これらの遺族年金」を「これらの遺族年金又は遺族給与金」に改める。

第三十二條第四項を次のように改める。

4 第二項の場合において、同項に規定する先順位者としての遺族給与金の年額は、第二十六條第二項又は第二十七條の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

一 その遺族給与金が第二十三條第二項第一号に掲げる遺族であることにより支給するものである場合には、第二十六條第二項の規定により算出した額から三千五百円を控除した額

二 その遺族給与金が第二十三條第二項第二号又は第三号に掲げる遺族であることにより支給するものである場合（第二十七條第二項の規定が適用される場合を除く。）には、第二十七條第一項の規定により算出した額から二千円を控除した額

三 その遺族給与金が第二十三條第二項第二号又は第三号に掲げる遺族であることにより支給するものである場合において、第二十七條第二項の規定が適用されるときは、同項の規定により算出した額から、その額の同条第一項の規定により算出した額に対する割合を二千円に乘じて得た額を控除した額

第三十四條第二項及び第三項中「二年（厚生大臣の指定する疾病については、六年とする。）を「四年（厚生大臣の指定する疾病については、十二年とする。）に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二條 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八條中「七千六百七十円」を「八千五百円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項中「八千五百円」とあるのは、留守家族手当の支給を受ける者が、六十五歳以上七十歳未満の者であるか、又は六十五歳未満の配偶者若しくは子であるときは「九千二百五十円」と、七十歳以上の者であるときは「九千九百二十円」とする。

第十二條第一項中「第八條但書」を「第八條第一項ただし書」に改める。

第三條 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律

第六十八号）の一部を次のように改正する。第十八條第二項中「三千円」を「三千四百円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第四條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二條中「障害年金」の下に「又は障害一時金」を、「受けていた者」の下に「又は受けたことがある者」を加える。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第五條 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二條中「給付を受けていた者」を「給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けていた者及び同日において増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある者」に、「第五項証まで」を「第六項証まで及び第一号表ノ三の第一款証」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、一時金たる給付を受けたことがある者であつて、当該給付を受けた日から昭和三十三年三月三十一日までの間に、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による不具廃疾を支給事由とするものを受ける権利を失つべき事由に該当したものを除く。

第二條第一号中「増加恩給」の下に「若しくは同法第四十六條ノ二に規定する傷病賜金又は恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）以下「法律第五十五号」という。附則第五條若しくは附則第二十二條に規定する増加恩給若しくは傷病年金を加え、同条第二号中「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）」を「法律第五十五号」に改め、「増加恩給」の下に「若しくは同法第四十六條ノ二に規定する傷病賜金又は

法律第五十五号附則第二十二條に規定する増加恩給若しくは傷病年金」を加え、同条第三号中「障害年金」の下に「又は障害一時金」を加え、同条第四号中「年金たる給付」を「年金若しくは一時金たる給付又は旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合若しくは旧財団法人共済協会が支給した一時金たる給付」に改め、同条第五号中「年金たる給付」を「年金若しくは一時金たる給付又は旧通信共済組合その他政令で定める共済組合が支給した一時金たる給付」に改め、同条に次の一項を加える。

2 昭和三十三年四月一日前に遺族援護法第九條第一項の規定により附された期限が到来し、同法第七條第一項ただし書若しくは同条第三項ただし書の規定に該当したため同法第九條第二項の規定により引き続き障害年金を受けることができなかった者又は同日前に同法第七條第一項ただし書若しくは同条第三項ただし書の規定に該当したため同法第十四條の規定により障害年金を受ける権利を失つた者は、前項の規定の適用については、当該期限が到来した日又は当該障害年金を受ける権利を失つた日において、当該障害年金と同一の事由による同項第三号に規定する障害一時金を受けた者とみなす。

附則第二項中「戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第七十四号）」を「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第七條の三の規定、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第七十四号）」に、「同法第七條に規定する障害年金」を「障害年金又は障害一時金」に改め、「受けていた者」の下に「又は受けたことがある者」を加える。

附則

（施行期日）
第一條 この法律中、第三條から第五條までの規

るものは、障害年金を受ける権利を取得するものとする。

の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

七条	この法律による特別給付金支給法第三條	戦没者の父母等に対する特別給付金支給
及び同法附則第二項並びに法律第百八号附則第		戦没者の父母等に対する特別給付金支給

十二条の規定の改正により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に關し、特別給付金支給法を適用する場合においては、同法第三条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは「昭和四十二年四月一日」と読み替へるものとする。

2 前項に規定する者に支給する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第三項の規定にかかわらず、昭和四十二年五月十六日とする。

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、戦没者の父母等に対する特別給付金の支給に關し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「戦没者の父母等」とは、昭和十二年七月七日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の父母又は祖父母であつたことにより、昭和四十二年四月一日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者であつて、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外には子も孫もいなかったものをいう。ただし、その後昭和四十二年三月三十一日までの間に子（養子、その者を継父母とする継子及びその者を嫡母とする庶子を除く。）又は孫（当該死亡した者の死亡後にその者の養子又はその者を継父母とする継子若しくはその者を嫡母とする庶子となつた者の子である孫を除く。）を有するに至つた者を除く。

一 死亡した者が、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する軍人、準軍人その他との陸軍又は海軍部の公務員又は公務員に準すべき者（戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補の件（明治三十八年勅令第四十三号）に規定する文官を含む。）であつたことにより支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料

二 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」といふ。）附則第二十九条の二の規定の適用により支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、法律第五十五号附則第三十五条の三に規定する扶助料、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百号）附則第四項に規定する扶助料又は

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律（昭和三十一年法律第七十七号）第三條第二項に規定する扶助料
三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号。以下「遺族援護法」といふ。）第二十三條第一項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第二十項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第四百十四号）附則第十一項の規定により支給される遺族年金
四 遺族援護法第二十三條第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給付金
五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三條の規定により承認した義務に基づき、又は同法第七條の三の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの
六 遺族援護法第二條第一項第二号に規定する軍属であつた者で同法第三條第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡したものの遺族に対し、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）第三條の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第三條第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

3 昭和三十二年四月一日において次の各号のい

ずれかに該当する者は、第一項の規定の適用については、同日において同項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者とみなす。
一 第一項各号に規定する法律（同項第五号に掲げる給付については、当該給付に係る法令）の規定による先順位者又は同項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者がいるためこれらの給付を受ける権利を有しない父母及び祖父母
二 遺族援護法第二十五條第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当していないため第一項第三号又は第四号に掲げる給付を受ける権利を有しない父母及び祖父母
第三条 戦没者の父母等には、特別給付金を支給する。
2 特別給付金を受けるべき戦没者の父母等の順位は、父母、祖父母の順序による。この場合においては、父母及び祖父母について、それぞれ当該死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた者を先にし、同順位者の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位者の祖父母については、養祖父母を先にし、実祖父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
3 前項の規定により特別給付金を受けるべき順位にある戦没者の父母等が、昭和四十二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上（その者が同日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明である場合において、同順位者がないときは、次順位者の申請により、当該次順位者（当該次順位者と同順位者の他の戦没者の父母等があるときは、そのすべての同順位者）を特別給付金を受けるべき順位の戦没者の父母等とみなすことができる。
4 前項に規定する次順位者が、昭和四十二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上（その者が同日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明である場合も、同項と同様とする。

後引き続き二年以上（その者が同日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明である場合も、同項と同様とする。
(裁定)
第四条 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。
(特別給付金の額及び記名国債の交付)
第五条 特別給付金の額は、十万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。
2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができ。
3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。
4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。
(特別給付金を受ける権利の受継)
第六条 特別給付金を受ける権利を有する者が数人である場合の請求
第七条 同一の支給事由により特別給付金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、これらの者は、全員のために、そのうち一人を選定して、当該特別給付金の請求を行なわなければならない。
(特別給付金を受ける権利の受継)
第七条 特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができる。
2 前項の場合において、同順位者の相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

3 第五条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合には、同順位の前順位者が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであつた同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)

第八条 特別給付金を受ける権利は、三年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(時効の中断)

第九条 特別給付金に関する処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(譲渡又は担保の禁止)

第十条 特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第十一条 特別給付金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

(非課税)

第十二条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

2 特別給付金に関する書類及び第五条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)

第十三条 第五条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部

を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(国債の償還金の返還の免除)

第十四条 死亡したものと認定されていた者が生存していることが判明した場合において、その者の父母又は祖父母に第五条第一項に規定する国債の償還金が支払われているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支払われていた当該国債の償還金は、国庫に返還させないことができる。

2 前項に規定する場合において、第五条第一項に規定する国債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届け出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

(権限の委任)

第十五条 この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(省令への委任)

第十六条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

(国債の発行の日)

2 第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十二年五月十六日とする。

(厚生省設置法の一部改正)

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五条第六十三号の五の次に次の一号を加える。

六十三の六 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第

号)の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

第十四条の三第四号の五の次に次の一号を加える。

四の六 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法を施行すること。

四月七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、国立病院・療養所の職員増員等に関する請願(第五七六号)
一、原爆被害者援護法制定に関する請願(第五七七号)
一、榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願(第五七八号)(第六二九号)(第六四一号)(第六四二号)(第六四三号)
一、老齢福祉年金制度の改善等に関する請願(第五九八号)
一、原水爆被害者援護法制定並びに原爆症の根治療法研究機関設置に関する請願(第五九九号)

一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金に関する請願(第六〇四号)
一、失業保険法改正に関する請願(第六四四号)
一、日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願(第六四四号)

第五七六号 昭和四十二年三月二十四日受理
国立病院・療養所の職員増員等に関する請願(五通)

請願者 愛媛県温泉郡重信町横河原 井町 恒雄外三十一名

紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第四五〇号と同じである。

第五七七号 昭和四十二年三月二十四日受理
原爆被害者援護法制定に関する請願

請願者 東京都品川区荏原五ノ一四ノ一五 石田泰雄外三百八十名

紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第五七八号 昭和四十二年三月二十四日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 長野県上田市三好町 松井幸子外 百十一名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第六二九号 昭和四十二年三月二十七日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願(三通)

請願者 茨城県結城市大字上成四〇五ノ二 篠崎定之助外百五十三名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第六四一号 昭和四十二年三月二十八日受理
榮養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 富山県東砺波郡城端町九六九ノ三 五 山崎すみ子外百十七名

紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第六四二号 昭和四十二年三月二十八日受理

榮養士法第五條の二の第二号改正に関する請願
(三通)

請願者 山梨市山根一、〇八一 深沢正外
百九十六名
紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第六四三号 昭和四十二年三月二十八日受理
榮養士法第五條の二の第二号改正に関する請願
(三通)

請願者 愛媛県周桑郡三芳町大字楠甲一、
四二二 武田延夫外二百九十七名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五九八号 昭和四十二年三月二十五日受理
老齢福祉年金制度の改善等に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊北町豊北老人クラ
ブ連合会内 植村徳一外二百五十
名
紹介議員 二本 謙吾君

老齢者の生活を完全に保障するため、左記の方法
により年金制度を根本的に改革して、六十五才以
上の全老齢者に、現時点において月額五千円の年
金を即時に支給するとともに、将来一般給与の増
加にスライドして年金の増加をなするのめを閉
き、全国民の老後の不安を一掃し、高度福祉国家
の実現を図りたい。

一、厚生年金保険及び国民年金保険、並びに公務
員、公共企業体職員等の共済組合の年金制度を
統合して一本化し、その財政方式を、現在の積立
主義から、賦課主義に転換することにより、被保
険者に対する給与を改善するとともに、その経
過措置として、全老齢者に対して年額六万円の
年金を、明年度から即時支給のめを閉くこと。

第五九九号 昭和四十二年三月二十五日受理
原水爆被害者援護法制定並びに原爆症の根治療法
研究機関設置に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区本村町一〇八
伊藤直成外六百名
紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第五六三号と同じである。

第六〇四号 昭和四十二年三月二十七日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金に関する請願

請願者 京都市北区小山中溝町一六 酒井
忠邦外十名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第六四四号 昭和四十二年三月二十八日受理
失業保険法改正に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸岩手県議会議長
山崎植三
紹介議員 谷村 貞治君

今回、政府は失業保険法の改正を行なうとして
いるが、定年退職者、季節労働者、特に東北地方
の産業構造、就労実態等の地域性を十分に考慮
し、善処せられたい。

第七〇四号 昭和四十二年三月二十九日受理
日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願
(百五十通)

請願者 大阪市住吉区南加賀屋町四ノ一八
二 小浜兵太郎外四百九十九名
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。
四月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、日雇労働者健康保険法の内容改善に関する
請願(第七五四号)
一、農生協等の理容施設新設規制等に関する請
願(第七五五号)(第八〇〇号)
一、ソ連長期抑留者に対する国家補償に関する
請願(第七六二号)

一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金に関す
る請願(第七九九号)

一、原水爆被害者援護法制定並びに原爆症の根
治療法研究機関設置に関する請願(第八〇一
号)(第八〇二号)(第八〇三号)
一、失業保険法改正に関する請願(第八〇七
号)
一、榮養士法第五條の二の第二号改正に関する
請願(第八四一号)

第七五四号 昭和四十二年三月三十一日受理
日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願
(百通)

請願者 大阪市浪速区稲荷町一ノ九九二
三原好郎外九十九名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第七五五号 昭和四十二年三月三十一日受理
農生協等の理容施設新設規制等に関する請願

請願者 愛媛県西条市明屋敷五七愛媛県理
容環境衛生同業組合西条支部内
兵庫広実外七十六名
紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。
第八〇〇号 昭和四十二年四月三日受理
農生協等の理容施設新設規制等に関する請願

請願者 愛媛県南宇和郡御荘町平城南宇和
理容師会支部内 高橋米吉外二十
一名
紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。
第七六二号 昭和四十二年三月三十一日受理
ソ連長期抑留者に対する国家補償に関する請願

請願者 鳥取市寺町四二 田中智外十名
紹介議員 仲原 善一君
ソ連長期抑留者の国家補償に関し左の措置をとら
れたい。

一、長期抑留者がその抑留期間に受け、また、そ
れに起因する精神的肉体的経済的損失に対し、
すみやかに補償すること。

二、長期抑留者に対しては、その抑留の全期間を
戦時の国家公務に服したものとみなし、特別に
国家公務員の戦時加算に加味して恩給法を措置
すること。

三、長期抑留死没者には特別の補償をすること。
理由
ソ連長期抑留者は全員約四千人(死亡者を含む)
程度であり、これ等には、軍人のほか満州国官吏
及び一般邦人を含み、すべて日本国政府の要請に
基づく行為がもとで抑留され、ソ連政府の政策
的「戦犯」としていわれなき刑を受け、日本の独
立後もなお長く続けられた。しかも、最近の抑留
漁夫等とはとうてい比較すべくもない重労働のか
酷な生活をしいられた。このような不当な処遇を
甘受し、しかも十二年間の長きにわたり冷遇を受
けるべき理由も義務も全然ない。このソ連から受
けた不当の個人的損害に対し、日本国政府は日ソ共
同宣言においてその賠償の責を放棄したのである
から、日本国政府自らこれらの被害者に対し補償
するのは、日本国憲法第四十條の精神にのつと
つても当然である。

最近、在外資産の返還、農地賠償、或いは李ライン
だ捕漁船への特別見舞金の交付等、名目は異なつ
ても実質的な国家補償をしている実情からみて、
長期抑留者四千余人の血のにじむ損害に対し、日
本政府は補償すべきである。なお、補償の発効は
昭和二十六年九月六日を始期とし、補償は、全期
間にわたると解する。

第七九九号 昭和四十二年四月三日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金に関する請願

請願者 山形県鶴岡市上肴町乙二九 長沢
太郎外二名
紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第八〇一号 昭和四十二年四月三日受理

原水爆被害者援護法制定並びに原爆症の根治療法
研究機関設置に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区岩井町一二三
中本博外九十九名

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第五六三号と同じである。

第八〇二号 昭和四十二年四月三日受理

原水爆被害者援護法制定並びに原爆症の根治療法
研究機関設置に関する請願

請願者 横浜市神奈川区新子安二ノ六ノ三
関根康生外九十九名

紹介議員 内藤啓三郎君

この請願の趣旨は、第五六三号と同じである。

第八〇三号 昭和四十二年四月三日受理

原水爆被害者援護法制定並びに原爆症の根治療法
研究機関設置に関する請願

請願者 横浜市神奈川区松見町一ノ三八ノ
六 木村治美外九十九名

紹介議員 佐藤 一郎君

この請願の趣旨は、第五六三号と同じである。

第八〇七号 昭和四十二年四月四日受理

失業保険法改正に関する請願

請願者 北海道上川郡新得町新得町議会議
長 丹羽馨

紹介議員 井川 伊平君

政府は、季節労働者に対する給付日数の制限を含む失業保険法の改正を意図して、中央職業安定審議会に対し改正案の内容について諮問したが、政府の意図するとおり改正されると、特に、積雪寒冷地における農林漁業、土木建築業等の季節労働者の確保が困難となり、地域開発や事業経営にきわめて大きな打撃を与えることになるから、保険給付日数の削減案を撤回するより強く要望する。

第八四一号 昭和四十二年四月六日受理

栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
(二通)

請願者 鹿児島県阿久根市脇本 樫八重貞
願外八十七名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	二五	水資源	水源
三	三七	二百萬	千二百萬
八	終わり	保険	保健
二	三	五十三億	五十億
一五	三		